

令和7年第2回江北町議会（定例会）会議録										
招 集 年 月 日	令和7年3月4日									
招 集 場 所	江 北 町 議 場									
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	令和7年3月6日 午前9時00分 令和7年3月6日 午後3時23分					議長 井上 敏文			
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名		出欠	議 席 番 号	氏 名		出欠		
	1	酒 井 明 子		○	6	土 渕 茂 勝		○		
	2	古 賀 里 美		○	7	池 田 和 幸		○		
	3	田 村 康		○	8	西 原 好 文		○		
	4	江 頭 義 彦		○	9	田 中 宏 之		○		
	5	三 苫 紀美子		○	10	井 上 敏 文		○		
会議録署名議員	2 番	古 賀 里 美		5 番	三 苫 紀美子		6 番	土 渕 茂 勝		
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔		○	地域振興課長		宮 本 大 樹		○	
	副 町 長	山 下 宗 人		○	基盤整備課長		武 富 和 隆		○	
	教 育 長	吉 田 功		○	会 計 室 長		山 崎 久 年		○	
	総務政策課長	山 中 博 代		○	こども教育課長兼 学校づくり推進室長		本 村 健一郎		○	
	町民生活課長	吉 原 和 彦		○	国スポ推進室長		坂 元 弘 睦		○	
	健康福祉課長	一ノ瀬 和 義		○						
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	大 島 浩 二								
	書 記	百 武 久美子								
議 事 日 程	別紙のとおり									
会議に付した事件	別紙のとおり									
会 議 の 経 過	別紙のとおり									

議 事 日 程 表

▽令和 7 年 3 月 6 日

日程第 1 一般質問

一 般 質 問 （ 令 和 7 年 3 月 定 例 会 ）

氏 名	件 名 （要 旨）
土 渕 茂 勝	1. 低所得者対策の充実を 2. PFAS（有機フッ素化合物）についてのチェックを
池 田 和 幸	1. 下水道のメンテナンスは
西 原 好 文	1. 町の公共施設等総合管理計画の進捗状況は 2. 町の道路整備（町道・農道整備）の進捗状況は

日程第 2 議案第 2 号 江北町手話言語条例

日程第 3 議案第 3 号 江北町情報コミュニケーション条例

日程第 4 議案第 4 号 江北町手話言語条例及び江北町情報コミュニケーション条例の
制定に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第 5 議案第 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例

日程第 6 議案第 6 号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 7 号 江北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部を改正する条例

日程第 8 議案第 8 号 江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

日程第 9 議案第 9 号 江北町個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例

日程第10 議案第10号 江北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第11号 白木パノラマ孔園の設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例

日程第12 議案第12号 江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

- 日程第13 議案第13号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第14 議案第14号 江北町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 日程第15 議案第15号 令和6年度江北町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 議案第16号 令和6年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第17号 令和6年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第18号 令和6年度江北町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第19号 令和7年度江北町一般会計予算
- 日程第20 議案第20号 令和7年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算
- 日程第21 議案第21号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第22号 令和7年度江北町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第23号 令和7年度江北町下水道事業会計予算

午前9時 開議

○井上敏文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は9名で、議員定数の半数に達しております。よって、令和7年第2回江北町議会定例会会期3日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問に引き続き、総括質疑、委員会付託となっております。

日程第1 一般質問

○井上敏文議長

日程第1．一般質問となっておりますので、会期2日目に引き続き、質問表の順序に従い、発言を許可いたします。

6番土淵茂勝議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○土淵茂勝議員

おはようございます。日本共産党の土淵茂勝です。早速質問に入っていきたいと思います。最初の質問は、低所得者対策の充実をということで4点ほど質問をいたします。

異常な物価高が続く中で、低所得者の生活と尊厳を守る取組が求められております。町と
してできる対策を幾つか提案し、実施を求めます。

1つ、生活保護世帯に支給される家族介護料加算の支給漏れがあるのではないかと昨年12
月に開かれた衆議院厚生労働委員会で指摘され問題となりました。それに対して厚生労働大
臣は、必要な周知を行うとともに、その把握にも努めてまいりたいとの答弁をしております。

江北町で家族介護料加算認定の対象となる生活保護受給世帯はないのか、また、過去に認
定が必要な期間がなかったのかを調査されましたか、お聞きします。該当者、該当期間があ
れば対応を求めたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

おはようございます。ただいま質問のあった家族介護料についてお答えしたいと思います。

まず、質問の家族介護料についてですが、家族介護料というのは身体障害者程度等級表の
1級もしくは2級または国民年金施行令別表による1級に該当する障害のある方で、当該障
害により日常生活の全てについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が
在宅で介護する場合において加算されるとなっております。

この認定について、市は単独で保健福祉事務所を設置されておりますが、町に関しては県
が設置している、江北町であれば杵藤保健福祉事務所のほうがされております。

昨年12月の衆議院厚生労働委員会での指摘を受けて、家族介護料を含むその他の加算につ
いても、佐賀県社会福祉課から県内全ての福祉事務所に対して認定状況の漏れ、誤りなどを
調査し回答するように依頼がなされており、今現在、杵藤保健福祉事務所において調査中と
なっております。

なお、江北町においては現在、生活保護受給世帯は38世帯43人おられ、その中で当該加
算に該当している方はおられません。

以上です。

○井上敏文議長

6番土渕議員。

○土渕茂勝議員

調査の上に対象になる方はおられないと、課長のほうから報告ありました。それは確認を

したいと思います。関連して質問をいたします。

これは新聞の記事なんですけれども、佐賀新聞の2月6日付の新聞で、生活保護、障害者加算漏れ問題が報道されております。佐賀市が3世帯その漏れになっていたということで、謝罪とともにおよそ100万円の支給漏れを支給するというになっております。また、それだけではなくて、新たに15件ほどがその対象になる可能性があるということで今調査中だと思います。江北町でこの問題について調査をされておるかどうか、お聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

2問目の質問にお答えします。

新聞に載っておりました佐賀市のほうで身体障害者手帳をお持ちで漏れていたというところではありますが、議員が言われているのは障害児福祉手当、または特別障害者手当のことを言われているんじゃないかと思っております。これについては、20歳以上であって、著しく重度の障害状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を要する方ということで、支給を受けるに当たっては、佐賀県総合福祉センターにて障害の程度、審査、確認及び取得の状況の確認があって、その中で指定を受けて、佐賀県総合福祉センターのほうの認定を受けられた方に対して手当を払うような形になっております。江北町においては、現在7名の方が受給をされております。

以上です。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

加算漏れはないということで確認していいんですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

再度の質問にお答えしたいと思います。

これについても、現在、福祉事務所のほうから調査中であります。

○井上敏文議長

6 番土淵議員。

○土淵茂勝議員

調査中ということですので、しっかりと調査をしていただいて、漏れがあれば対応していただきたいということで、次の問題に入りたいと思います。

2 番目に、要介護認定 4、5 の方を自宅や有料老人ホームなどで介護されている方は、申請によって特別障害者手当が支給される可能性があります。そのことを周知徹底し、申請できるよう手助けをしていただきたいと思います。以前このことについて要請をしておりましたが、どのようになっているか、お聞きします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

御質問にお答えしたいと思います。

以前お話をいただいて、もともと江北町のホームページのほうには掲載しておりましたが、今、健康福祉課のカウンターのほうにパンフレットといいますか、（資料を示す）これのしおりを今カウンターのほうに置いている状態であります。

以上です。

○井上敏文議長

6 番土淵議員。

○土淵茂勝議員

ホームページに出しているということと、カウンターのほうにその手続の書類を置いているということなんですけれども、この問題はもう少し深くやっぱり調べて直接、民生委員さんや区長さんなどにも相談しながら、そういう方がないかどうかを取り組んでほしいと思いますけれども、そういうことは今やっていないということですね。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

ただいま申し上げたとおり、今現在はしおりを置いている形で対応させていただいておりますが、今後は、おっしゃるとおり、ほかに受給できる方がいないかどうか、そういう方に

対してお知らせ等は何らかの方法で考えていきたいと考えております。

○井上敏文議長

6 番土渕議員。

○土渕茂勝議員

伝達するとか、こういうのは申請という形になりますから、ただ伝達だけでは私は難しいと思います。直接、区長会でもいいんですけど、それから、民生委員さんに、この状況を知っている方に聞きながらこれを進めていかないと、せっかくこういう制度があるのにこれが受けられないということになると思います。町の行政の一つのやり方として少し深めてほしいなというふうに思っております。引き続き、これは調査を進めてほしいと。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。一般質問 2 日目ということで、引き続きよろしく願います。

土渕議員からは、低所得者対策の充実をということで御質問いただきました。先ほど冒頭、町としてできる対策を今回提案実施をということでありました。拝見いたしますと、この後の質問も含めて、先ほど課長も少し言いましたけれども、必ずしも町の所管でないものもありはしますが、先ほど議員おっしゃったように、やっぱり町としてできることはやっていく必要があるというふうに思います。これまではどちらかというところとちょっと通り一遍の対応ということで済ませた感がなくはないというふうに思いますので、今回、土渕議員から御質問もいただきましたので、制度を含めてもう一度しっかり把握をして、具体的な手続が町であるかどうかは別として、やはり町としてできることをしっかりやっていくということが大事じゃないかなと思います。そういうことをした積み重ねが、例えば、マイナンバーカード取得率全国 9 位とかということにもなっているわけでありまして、ぜひそこはもう一度、少しこう複雑な制度でもあるもんだから、部内として協議をさせていただきたいと思います。

昨日、田中議員の御質問のときにも少し言いましたけれども、やはり我々新しい時代にふさわしい役場づくりということもやらないといけないわけですが、そういう中で、地域振興課の少し例を取って、仕事のこれからの進め方というか、考え方ということを少し御紹介しました。

先ほど御紹介があったように、国会の中でもこうしたことが問題になっているということであるわけですから、やはりその時点でも実は最近こういうことがというようなことで、やはり役場内でも情報共有をして手を打っておけば、もしかすると今回の御質問のときにはこういった対策を取っていますというようなことを申し上げられたかなというふうに思いますし、そうすると、我々のやるタイミングというのも半年ぐらいはやっぱり違うんですね。もちろん一日にはならずだというふうに思いますけれども、やはりそういうマインド的といふかな、我々のやっぱり仕事のくせそのものを変えていく必要があるというふうに思います。

いずれにしても、もう一度制度そのものを確認させていただいて、町としてでき得ることはやらせていただきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

6 番土渕議員。

○土渕茂勝議員

行政の在り方として最後にもう一つ聞きますけれども、よろしくお願いします。

次に、3 番目ですけれども、就学援助制度を拡充してくださいということで2 点要請をしたいと思います。

1 つは、準要保護者の認定基準を生活保護基準の1.5 倍に引き上げて、対象者を広げてほしいということが1 つ、もう一つは、対象品目、援助内容を広げてくださいということをお願いしたいと思いますが、資料をちょっと、議員の皆さんには資料が届いていると思います。職員の方のほうにも資料は届いていると思います。確認します。

この資料は手元にあるとおり、滋賀県内の市町村の就学援助制度、これが資料として手に入りましたので、それと比較して江北町の所得基準倍率と、それと、対象品目ですね。対象品目はもちろん国の品目に基づいて各町がどういうふうな品目があるかということで出しております。このことについて、まず、この2 点について、教育委員会の答弁を求めたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

土渕議員の御質問にお答えいたします。

就学援助制度については学校教育法第19条の規定に基づき、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒または入学予定者の保護者に対し、就学に要する費用の援助を行っております。このうち要保護世帯からの申請は不要ですけれども、議員お尋ねの準要保護の認定ですけれども、毎年度申請を受け付けて江北町就学支援規則に基づいて審査の上、認定をいたしております。就学援助は原則として学期ごとに年間3回に分けて支給を行っておりまして、進学で物品の購入費が多くなる時期にも対応できるように配慮をしているところでございます。制度運用については見直しを順次行ってまいりました。平成29年度に支給時期を見直しております。

具体的には、小・中学校に入学する児童・生徒の新入学学用品費等について、それまでは1学期が終了した8月に支給しておりましたがけれども、入学用品のランドセルや制服等の出費は3月に重なり、世帯への経済的負担が大変大きいということに鑑みて、新入学学用品は3月に支給することといたしました。

また、平成30年度には支給対象者を拡充しております。

具体的には、それまでは町内に住所を有し、江北小学校、江北中学校に在学する児童・生徒の保護者についても支給対象といたしておりましたがけれども、毎年、県立中学校への進学希望が一定数人数ありますので、その中で家庭への経済的負担を理由に児童・生徒自らが希望する進学先を変更することがないように配慮をいたしているところです。

なお、準要保護世帯の認定基準については、基準を生活保護基準に基づき、係数、掛ける数を設けている市町村に限ると、県内全ての市町で生活保護基準の1.3倍以下となっておりまして、現在の基準で必要な家庭への支援はできていると考えております。

また、対象品目については、資料でお示しいただきましたけれども、文部科学省で補助対象となっている費目が定められておりまして、進学に必要な品目をカバーできているというふうに考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

所得基準倍率という点でいうと、この表で見てもそんなに悪くはないと思います。ただ、今回の私の要望は、今の経済状況を踏まえて、それを1.5倍に増やせないかということと、

対象品目、これを拡大してほしいということで、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

教育委員会の所管でありますから、教育委員会のほうでしっかり検討はしていただければと思いますけど、今で足りているかどうかという検証もやっぱりもう一度しないといけないかなとは思っています。

というのも、今回、教育課題への対策ということで一定新年度以降のいろんな計画を打ち上げることができました。これは大変な成果だというふうに思いますが、よく考えてみると、本来もっと前にやっておくべきだったこととか、成果が出ていないのが大分前に分かっていたというようなことが、ある意味、一夜漬け的に何とか今回ぎりぎりこういう形でやるようになったということでは、今回、土渕議員からは滋賀県の状況ということでお知らせいただきましたけれども、やはり先を見て、やはり必要な見直しということはやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。ほかがやっていないからやらないんじゃないくて、ほかはまだ気づいていない、もしくはやっていなくても、先を見ればやっぱりやっておいたほうが良いというふうなことをやっていくのがこれからの江北町らしさだと思っていて、今回一般質問でも御質問いただいた町営タクシーなんかはまさにそういうことだと思います。どこもそんなのをやっていないからという一言で、今まではそういうことは考えないでいい理由になっていましたけど、やっぱりそうじゃなくて、先を見てやるということは大事だと思います。

というのも、頂いた資料でいくと、先ほど対象の拡大の話がありました。この中に品目に例えばですよ、クラブ活動費とかあるじゃないですか。このクラブ活動が部活のことなのかどうかちょっと分かりませんが、今回、一方で、教育課題の対策で大町と一緒に相互乗り入れをしますとかという話になっていて、移動費その他いろんなことも今から負担の話が出てくるんだろうと思うんですよね。そういうことと、もしかするとここは連動して検討する必要があることだったりとか、それと、以前タブレットの持ち帰りのお話がありました。仮に家庭でいろいろ学習したりする必要があるということになると、右から3番目にオンライン学習通信費というのがあります。これがそれに該当するかどうかは分かりませんが、

仮にそうやってタブレットの持ち帰りとか、家庭での学習とか、昨日少し提案した町内一斉家庭学習の日みたいなことで活用するということになれば、こういうことも場合によっては対象にする必要があるのじゃないかというような、そういうやはり不断の検証というかな、見直しということをやったりする必要があるというふうに思いますし、この中の右側の医療費、給食費のところは町としてやっていることでもありますもんですから、そういう意味でも、ぜひしっかり我々町長部局としても、そうしたところは注視をしていきたいと思っております。

以上です。

○井上敏文議長

6 番土渕議員。

○土渕茂勝議員

ぜひ前向きの改善をよろしくお願いします。

もう少し現状についても質問をしたいと思います。

今年度の就学援助金の申込みについては、既にホームページで見ますと、大体これは令和6年のですけれども、令和7年1月4日から1月31日に受付期間が一つあります。多分これは前も今も一緒だと思いますね。それから、受付期間は、これは令和6年という資料になっておりますけれども、令和7年4月1日から5月31日、この2回ありますよね。これは現在変わらないと思いますけれども、そこで、再質問をしたいのは、現状についてちょっとお聞きしたいと思います。

現在、この申請をされた人数、それが何人おられるのか、それともう一点、引き続いて質問しますけれども、昨年度の支給額というのはある程度分かるんじゃないかと思いますけれども、さらに基準を1.5倍にした場合にどれぐらいの人数、費用というふうに推定されるのか、それをお聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（本村健一郎）

土渕議員の御質問にお答えします。

まず、申請件数ということですが、申請件数は46件ということになっております。支給額につきましては、今年度の決算見込みも出ておりますので、そちらでお答えしてよろ

しいでしょうか。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）支給額につきましては258万1,557円となっております。1.5倍に仮に基準を拡大した場合には、金額は271万2,377円ということで約13万円増加するということになっております。

以上です。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

金額的にはそんなに増えないということで確認できました。これについては国の2分の1の補助があるというふうに思いますけれども、そういう意味でも、そんなに金がかかるものじゃないというふうに思います。

もう一点、この制度を周知徹底する手だてというのが非常に大事だと思います。現在どういう形で周知徹底されているのか、それと、文面などがあれば、どういうふうな文面になっているのか、また、文面については、よければ後でもいいですから配付をお願いしたいというふうに思います。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（本村健一郎）

再質問にお答えします。

周知の方法ということですが、まず、広報の4月号に掲載をしています。それと、入学時の説明会の折にチラシを配布しています。

チラシの内容としましては、対象者または認定基準、援助の内容、あと申請方法等について記載をしております。こちらはチラシがございますので、後ほど配付をさせていただきたいと思います。

先ほどの国の補助があるとおっしゃられた件について、準要保護には国の補助がないということであります。

以上です。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

生活保護者には2分の1の基準があるということだと思います。準要保護に対しては、それはないと。それは町の持ち出しというふうになるんだろうと思うんです。

そこで、いわゆる準要保護の対象になる対象者が100%申請するためには、ある程度の手だてが必要じゃないかというふうに思います。1つは、これは鳥栖の例でちょっと調べてみたら、鳥栖の場合、所得額の目安を出しているんです。子供さん1人の場合は年間の所得が246万円と、それから、4人の場合は360万円と、こういったある程度の目安があれば準要保護で対象になる人たちも受けやすいんじゃないかというふうに思います。私自身の経験で言いますと、私自身も武雄にいたときに、子供3人ほど育てたときに、共稼ぎでやっていましたけれども、就学援助制度が利用できたんですけれども、そのきっかけは何かというと、民生委員さんのほうから声をかけていただいたと。だから、ここはすごく大事じゃないかなと。ただ、書類を渡すだけじゃなくて、民生委員さんはある程度生活状況を知っておられると思うんですよね。そういう意味で、そういった手だてもやってほしいなというふうに思っております。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

これもぜひ教育委員会のほうで御検討はいただきたいんですけど、一事が万事というかな、先ほどから言っておりますとおり、やはり何ていうんですか、お知らせをしていますと、そこでその役目が済んだようにしちゃいけないということを御指摘いただいているんだろうと思います。そういう意味で、年収幾らぐらいであつたら、そうやって申請すれば支給を受けられる可能性がありますからという目安を示すことによって、もしかしたら自分ももらえるんじゃないかというようなことを促すべしという御指摘だったと思います。おっしゃるとおりだというふうに思います。

我々公務員は、当然、一定生活に困らないぐらいの給料をいただいて、また、毎年、人事院勧告なんかがあって自動的に給料が上がるものですから、なかなか自分事としてこういうことの実感を持たずやっぱりどうしても仕事をしてしまっているところがあります。ただ逆に、それだけきちんと生活を保障してもらっているからこそ、そうでないいろんな生活を営まれている町民の皆さんのことを逆に考えられるんだというふうに思いますから、今回御指摘いただいたことは就学援助に限らず、その前に御指摘いただいたことも含めて、何ていう

か、お知らせをしていますとか、今問合せているんですけどと言って、何かそれで我々やるべきことをしているという意識は結構まだあるんですよね。やっぱりそうじゃなくて、必要なきにきちんと手が届くというほうでやはり考えるべきというふうに思っておりますので、ぜひそうした考え方で徹底をしていきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

6 番土淵議員。

○土淵茂勝議員

よろしく願いいたします。

では、次に進めていきたいと思います。

昨年12月議会で、江北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例が採択されました。その改正の理由は、経済的負担の軽減を目的として、自己負担額を無償化するためとしています。今年4月1日からの実施となります。その際、これまであった一人暮らしの寡婦の文言が削除され、6名の方が対象になりませんでした。産業厚生常任委員会の委員長報告でこの方々に対して、何らかの対策を取るように求めています。改めて思うのは、この削除された文言を復活させることが目的にもかなうものだと考えておりますが、いかがでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

一人暮らしの寡婦については、佐賀県が平成23年度より助成を廃止されております。廃止となった理由としては、子供が独立することで今までかかっていた養育費等の負担が軽減されるということ、それと一人暮らしとなった母子家庭の母とそうでない母との不公平感があるということであります。

江北町においては、県の補助廃止後も引き続き町の単独事業として助成対象としておりましたが、令和7年4月から実施予定のひとり親家庭等医療費助成の無償化に伴い、再度制度についての検討を行った結果、寡婦となったタイミングによって対象となるかどうかが決まるということから、今回、対象を廃止することとしております。ただ、経過措置としまして、

令和7年度においては引き続き現制度のまま助成をすることとしております。こういうことから、今のところ復活ということは検討しておりません。

以上です。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

経過措置というのが言われましたけど、いずれはなくなるということになると思います。先ほども言いましたように、産業厚生常任委員会でいろいろ検討した結果を何らかの形で措置が必要じゃないかというふうに、この間も述べたところなんですけれども、この6人の方はいずれも非課税世帯になっているんじゃないでしょうか。それはどうでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

ただいま議員からの質問にあった対象者については、いずれも非課税世帯ということであります。（167ページで訂正）

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

子育てが終わったからその人たちの生活状況というんですか、それが大きく変わるということにはならないと私思います。やっぱりいずれも何ていうんでしょうかね、それまで子育てで頑張ってこられた方への、言うたら、リスペクトという意味でも残したほうがいいんじゃないかということを再検討よろしく願いして、次の質問に入りたいと思います。

最後の質問に入ります。

最後の質問はP F A S、あまり聞き慣れない言葉でありますけれども、全国的に問題になっております有機フッ素化合物についてのチェックをということで質問をいたします。

飲料水、農業用水の安全について。

発がん性のおそれが指摘される有機フッ素化合物、P F A Sによる高濃度の汚染が、米軍基地や自衛隊基地、関係工場、廃棄物処理場の周辺の河川、湧水や土壌、飲料水から確認され、健康への影響が各地で問題になっています。

江北町の飲み水や農業用水は嘉瀬川から供給されております。また、町内のため池や羽佐間水道からも農業用水が供給されます。それら飲み水、農業用水はどのような検査をされているのか、P F A S の検査も必要だと思いますが、水質の検査はどのようなになっているのかをお聞きいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

土渕議員の御質問にお答えいたします。

飲料水、農業用水の安全性について飲み水、農業用水はどのような検査をされているのかという御質問ですけれども、まず、P F A S について簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

アルファベットで、P、F、A、Sと書いて、P F A Sと読みますが、このP F A Sとは人工的に作られた有機フッ素化合物の総称でありまして、水や油をはじき熱に強い特徴がございます。フライパンのコーティングや防水服、食品の包み紙など、製品を作る際に幅広く利用されてきました。代表的なものにメッキ処理剤や泡消火器材などに使われてきたP F O S、P、F、O、Sと書きますが、それとはすすい剤や、界面活性剤などに使われてきましたP F O A、P、F、O、Aと書きますが、こちらがでございます。これらは自然環境の中では分解をされにくく、長期にわたり残留しやすいものとされております。西暦2009年、平成21年以降、その有害性が指摘され、現在では日本を含む多くの国で製造及び輸入が禁止されているところでございます。

御質問の飲み水の検査についてでございますが、飲み水の検査につきましては、水道法第4条に基づき水質検査が義務づけられているところであります。水質検査は佐賀西部広域水道企業団で実施されており、令和3年度からは、先ほど申しましたP F O S及びP F O Aを含む20項目を対象に水質検査が実施されているところでございます。P F O S及びP F O Aの検査結果につきましては、定量下限値以下でありまして、暫定目標値を下回っていることから、安全性に問題はないとの報告を受けております。先ほど申しました暫定目標値とは具体的に1リットル中50ナノグラム以下でありまして、1ナノグラムは1グラムの10億分の1の重さでございます。検出量につきましては、定量下限値となっておりますが、これは先ほど申し上げました暫定基準値のさらに10分の1以下を指すことになります。

次に、農業用水についてでございますが、県内においてP F A Sを含む水質検査を実施している自治体はございません。また、法的にも水質検査が義務づけられていないことから、現在、本町においては、農業用水における水質検査は実施をしていないということになります。

以上でございます。

○井上敏文議長

6 番土淵議員。

○土淵茂勝議員

江北町には1つは産業廃棄物の工場じゃないですけど、場所があります。岳のところ、平山のところにですね。もう一つは、半導体工場、いわゆるSUMCOがあります。半導体工場ではこれを長年洗浄のために使ってきております。現在使っているかどうかはちょっと分からないんですけども、ただ、それに代わる洗浄剤というのが今作られつつあると思います。

そこで、今、義務化はされていないということですが、それと、水道水については、それが安全性がちゃんと保障されていると。そういうことで、町内では、いわゆる産業廃棄物のあるため池、菖蒲谷ため池とか鹿ノ口のため池、その下流の古川、それから、大きな河川といってもそんなに大きくないんですけど、祇園川、その上流あたり、それともう一つは、SUMCOなどの工場排水というのは直接町内の河川には流されていないで、六角川には流されていると思うんです。そこで、そういったP F A Sなどのチェックがされているのか、あるいは今、SUMCOでは、そういった洗浄剤は使っていないのか、その辺りも聞いていただければと思いますけれども、また、町独自の調査をお願いしたいというふうに思っております。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私ども、いろんな政策といいましょうか、取組を立案するに当たっては、やはりいろんな社会の動きということにもやっぱり敏感にならないといけないというふうに思っております。江北町、自分の目、耳で聞こえる見えるものだけではなくて、全国または世界の情勢ということもいろんな形で情報を把握する必要があると思っています。

昨年4月から就任をしていただいた山下副町長、もともと県の危機管理報道局長もされていたものですから、毎日、新聞全紙見てもらっています。やっぱりそういうところの中で、

私にも、こんな記事が載っておるよとか、こういうことらしいよというふうな情報も教えてもらいますし、私は逆に、音楽が好きなんですけど、車の中で音楽をいつも聞いているわけじゃなくて、NHKのラジオはほぼ寝つくまでずっとつけっ放しにしています。そうすると、やっぱりいろんなニュースとか情報がいっぱい入ってきますし、また、ネットもいろんなところ、何かな、あちこち見ているわけじゃないですけども、そういうのでも情報収集しています。そういう中で、P F A Sの問題、ここ1年ぐらいが大きく報道されるようにはなりましたが、実際P F A Sの問題そのものとしては数年前から、特に沖縄県とか、特定の地域の事象として報道されておりました。

そういう意味では、恐らくそういう報道が増えるにつれて住民の皆さんも不安に思われるのではないかとということで、先ほど担当課長が御紹介しましたけれども、やっぱりまず飲み水ということだと思ったんです。それで、もし問題なければ問題ないということもやはりきちんとやっぱりお知らせしたほうがいいんじゃないかとということで、多分今度春に出るんだろうと思いますウォッ太P R E S Sといって、西部水道から各家庭に配られていますよね。今回その春号の1番目はまさにP F A S、西部水道、皆さんが飲んでいただいている水の飲み水は問題ありませんということを記事にしてもらっていますけど、これはうちの町から申入れて、こういうこともきちんと情報提供してくださいというふうに申し上げて、こういう記事になっているんです。

今回それ以外の町内の調査ということなんですけど、私は、無用な不安をあおるようなことにはならないほうがいいなというふうに思っています。というのも、先ほども担当課長言いましたけれども、P F A Sそのものは2009年にはその有害性から多くの国で製造、輸入等が既に禁止をされています。ただ、おっしゃったように、かつて以前、特定のいろんな施設で恒常的に使われていたものが多分土壤に浸透したりして、それが流れ出て検出をされているということです。先ほど幾つか町の施設のことも御紹介いただきましたけれども、だからやるということにはなかなかならないのかなというふうに思いますけれども、こうしたことも含めて、しっかりアンテナは高くして情報収集等は行っていきたいというふうに思っておりますので、今の時点で御提案を受けて町内でも検査をとすることは今のところ考えておりません。

以上です。

○井上敏文議長

6 番土渕議員。

○土渕茂勝議員

安心する上でも検査は私は必要だと思っておりますけれども、これまで水質検査というのが毎年公表されていたと思います。それともう一つは、江北町には井戸がたくさんあります。その井戸水の検査もされておりましたけど、今それはどういうふうになっているのか、そこをちょっと確認のためにお聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

土渕議員御指摘のとおり、以前は江北町の町内クリーク等の水質検査を行っておりました。これは令和2年度までで実施はしておりません。というのも、これももともと何のためやっているのかとか、何に基づいているのかとかということが不明確なまま。何でしているかと聞いたら、いや、今までやってたんでということなんですよ。ところが、この水質検査結果をそのまま広報に載せていました。そうすると、そういう今回御指摘のような有害物質じゃありませんけれども、特定の養分というんですかね、何ていうんですかね、それがやっぱり高い値が出るんですよ。だからといってそれを何か対策するでもなく検査に出して検査の結果をそのまま載せて、そして、値が高いからといっても何もやらないというのはちょっとおかしいんじゃないかと。以前は坂井正隆議員が、この水質検査のことはよく御質問をいただいております。

そういうことで、もともと検査の義務なく、根拠なく、そして、検査したからといって特に対策も取らないのであれば、単純にそれを載せるというのは逆に住民の皆さんの不安をあおると。御存じのとおり、江北町は低平地であります。そして、当然、農業用水の確保のために一定水をためているものですから、それはその時期に、何ていうのかな、水が流れていない時期に検査すれば特定の要素が高くなるということは、ある意味当たり前のことであります。ですから、そうしたことについては実施する必要もないんじゃないかということで、令和2年度をもって水質検査はしておりません。

以上です。

○井上敏文議長

6 番土渕議員。

○土淵茂勝議員

井戸水の検査も私はしてもらいたいんですけど、適時考えていただきたいということで、最後、これは質問じゃなくて町長が今議会に先立って所信表明されました。町政の在り方を大きく変えるというんじゃなくて、大きく改革していくというふうに私、受け止めております。いや、改革じゃなくて、私、今から聞きますね。聞くというのは、それはどういうものかということで、町長が考えておられることはよく理解できなかったもので、こういうことが必要じゃないかということでお聞きします。

1つは、今回の質問の根拠になっているのは憲法25条です。「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と、「国は、すべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と、これは国、憲法の前文ですけれども、地方自治体も、地方自治のやっぱり基本というのは、住民の健康と安全、福祉の向上に努めるというのが基本だと思いますね。その基本に立って町政のいろんな改革というんですか、それを進めていただきたいというふうにお願いをしたいと思いますが、一言お願いします。

○井上敏文議長

土淵議員に一言ですが、町長の答弁求めるとなれば、通告をしておいてください。

答弁をお願いします。山田町長。

○町長（山田恭輔）

土淵議員の受け止めは改革というふうに受け止められたんだなというふうに今聞きまして、何かどんどん新しいことをやっていくというふうな印象を持たれたんだなと。昨日も私も大分福祉の心が足りないという御指摘もいただきましたけれども、決して福祉の心が足りないつもりはないんですけど、簡単に言うと、我々のいろんな仕組みを新しい時代に合わせていく必要があると。それは改革というよりも合わせると、適応していくということだと思います。そうしなければ、我々の江北町の将来はなかなか難しくなるんじゃないかということなんです。今までやってきたから今からもやるということでは駄目な時代になってきていますよねということです。だからといって、今までやってきたことを否定しているわけではないんです。その時代には、ある意味ふさわしいことをやってきたんだろうけれども、これから時代が変わる中では、今まではそれでもよかったことがこれからはよくないんじゃないですかねと。ですから、今のいろんな新しい時代の流れ、多様化とか、少子化とか、高齢化とか、

また、気象状況の激甚化とかですよ。そうしたことに耐え得るような町にしていきたいというふうに申し上げただけなものですから、決して——それを改革というなら改革かもしれませんが、私は適応だというふうに思っています。

それと、先ほどの福祉のお話をされましたけれども、江北町は住民福祉の向上のために役場はあるということは、どの時代でも実は変わっておりません。これからも時代こそ変われ、我々の究極の目的はそうであるということは変わりません。ただ、住民福祉の向上の実現の仕方は時代にふさわしい形でやっていかないといけないということでもありますから、基本的な考え方、目指す方向は全く土淵議員とも違いはないと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

6 番土淵議員。

○土淵茂勝議員

どうもありがとうございました。期待をしております。

これで質問を終わります。

○井上敏文議長

6 番土淵茂勝議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時10分。

午前10時 休憩

午前10時10分 再開

○井上敏文議長

それでは、再開いたします。

7 番池田和幸議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○池田和幸議員

こんにちは。7 番池田和幸です。昨日から、初めてのタブレットを使った議員の一般質問をしております。ぜひとも、分かりやすい質問をして、分かりやすい答弁をお願いしたいと思います。

今回 1 問を出しておりますので、早速入らせていただきます。

下水道のメンテナンスは。

新聞記事によると、埼玉県八潮市での水道管の破損が原因と見られる道路陥没に関し、佐

賀県内には、国土交通省が緊急点検を求めている大型下水道管はない。県内の下水道管は全て市町が管理しており、下水道管が原因の道路陥没は起きていない。市町ごとの維持管理計画に基づき、適宜、点検、調査や更新を進めることになっていると掲載されていました。

ここでちょっと、八潮市の現場を少しモニターで見たいと思います。

(パワーポイントを使用) これが、八潮市のことで、共同通信社の新聞の記事です。1月下旬に故障が見つかった埼玉県八潮市の県道が陥没し、トラックが転落する事故が28日にあり、発生から一月たっています。運転手は下水道管で見つかった運転席部分の中にいるということで、いまだに発見されておられません。2月11日には、30メートルの管内に運転席があると判断されましたが、断定はありましたけれども、これからはバイパス工事をするということで書かれていました。

これが現場の現在の状況で、最初は小さかったんですけど、これだけの大きな陥没になって、日本全国中が不安と、各市町にとっても大丈夫かという、ちょっと不安が指摘されているようです。

町は、平成7年度から農業集落排水事業を実施し、平成11年度に整備が完了しています。現在は、大字佐留志地区、大字惣領分地区の一部地域の汚水を佐留志クリーンセンターで処理をしています。また、公共下水道事業は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的として整備が進められ、平成14年度に供用開始となっています。

それでは質問したいと思います。

1 問目、農業集落排水事業は供用開始から25年が経過し、施設の老朽化が懸念される中、長寿命化や最適化の検討はできているのか、伺いたい。

質問2、公共下水道事業の現在の接続率を伺いたい。

以上、お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

池田議員の質問にお答えしたいと思います。

まず1点目ですけれども、農業集落排水事業につきましては、供用開始から15年目の平成25年に機能診断を行っております。その結果に基づきまして機能保全計画を策定しまして、平成27年から令和3年までに機械・電気設備や真空弁の更新を行っております。

また、令和7年度からは国の補助を活用して、最適整備構想を策定することになっておりますので、今後、計画に基づき、施設の機能保全、長寿命化に取り組んでいきたいと考えております。

2問目に進むんですけれども、公共下水道事業の接続率でございます。

これは令和6年の3月末の接続率になりますけれども、82.9%となっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

それでは、再質問をしたいと思います。

まず、上小田地区の接続率がほかの地区より低いと思われていますけれども、今後の対応について何か考えがあるか、お聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

再質問にお答えしたいと思います。

上小田地区につきましては、3期目の工事区域となっております。整備区間が平成20年代の区間となっておりますので、また今後、整備促進を図るように周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

今の質問ちょっとよく伝わりませんでしたので、また総合的に聞きたいと思います。

続けて質問します。

質問の3、令和6年度末までの下水道事業会計の地方債残高はどうなっていますでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

3点目の質問にお答えします。

令和6年度末までの地方債残高でございます。

令和6年度の借入れを含めまして、現在、残高につきましては36億7,300万円となっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

今の残高という、たしか、今半分ぐらいしか減っていないんですかね。その辺は後で答えていただきたいと思いますけれども、再質問したいと思います。

7年度の当初予算のストックマネジメント事業が今回計上されていますが、約7,800万円が予算として計上されていました。起債の減少は今言われたとおりあると思いますが、これからの維持管理等で起債の増につながるのではないかと思います。この辺いかがでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

再質問にお答えしたいと思います。

改築修繕事業により設備更新を図るためには、国庫補助金の活用や交付税措置がある下水道債の借入れが必要となりますので、地方債の残高は増えることになります。ただ、公共下水道の起債償還は令和7年度がピークで、以降減少をしております。これは、建設時の初期投資の起債償還がなくなっていくためということになっておりますので、今からは減少傾向になると思います。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

続けて質問します。

質問の4番目、公営企業会計の適用により、経営状況がどのように分かりやすくなったの

かを伺いたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

4点目の質問にお答えします。

経営状況がどのように分かりやすくなったのかということでございます。

これまでの会計処理方式につきましては、一般会計と同様に現金の収入支出を把握するのみでありました。令和6年度から公営企業会計に移行しまして、損益計算書や貸借対照表などの財務諸表を作成することによりまして、1年間の経営成績が黒字か赤字などの経営状況や資産をどの程度持っているか、そのための借入金が増えるかをより正確に把握することが可能となり、財政状況が明確になっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、池田議員からは下水道のメンテナンスについてということで、それこそ構造等が違いますから一概には言えませんが、今回の八潮市の事故を受けての御質問かというふうに思います。

それで、今回、令和6年度から公営企業会計適用ということで、1年たちまして、決算が早晚出ることになります。やっぱり一番の効用は、ほかと比べられるようになるということだと思います。先ほど担当課長が町でどのぐらい資産を持っているかとかいうことが、その資産が多いか少ないかというのは、やっぱり比べて初めて評価ができることだと思います。

先ほど、前の質問で水道の話がちょっと出ましたが、水道なんかは、経営状況のカルテみたいなやつがあって、言ってみれば優等生から劣等生まで、全国の水道事業の評価なんかがされたりしています。

ですから、そういう意味では、今、町自身で幾らということよりも、やはりそういう全国の中でほかの事業と比べて江北町がどうなのかというふうに比較可能になるということの意味が大きいんじゃないかと思っております。

以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

それでは、再質問をしていきたいと思います。

まず、社会資本総合整備計画が前に議員のほうに渡されてました。その中で、家庭や工場などから集めた汚水を処理場まで運ぶ重要な役割を担っている下水道管渠施設の整備率を令和8年度末に100%にするというふうに計画をされていましたが、このとおり大丈夫なのか、質問したいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

池田議員の再質問にお答えしたいと思います。

これは、一昨年、12月27日に提出をされております社会資本総合交付金の調書でございます。これにつきましては、場所は佐留志地区の宿なんですけれども、普及対策の完了整備事業として0.5ヘクタールの整備を交付金として活用するというので、今回その整備を調書として上げております。

最終的には、昨年末に整備は完了しておりますので、100%になっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

分かりました。それでは、再質問2つ目。

管渠ということで今言いましたけども、その性能を保つために、管渠の整備のために、環境調査が行われています。特に下水道管は、地盤変化や振動、そして、地震等の災害または硫化水素による劣化や外的影響により破損したりするため、調査により破損の有無を調べる必要がありますが、このことについての対応はこれからどういうふうにされていきますか、お願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

再質問にお答えします。

今現在、ストックマネジメント事業ということで計画を令和5年度に策定しまして、令和6年から令和10年までの計画、5年計画でございます。

そこで、管路施設の点検、マンホールとか、あとマンホールの管口のカメラ調査等を行って、年間大体110か所ぐらい点検、整備を行って、不具合があるところは整備を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

私の質問に対して整備を行っていきますということですが、どのような整備を行うのか。今回の埼玉の件も、突然に起きているわけです。よくテレビで専門家の方がいろいろ話をされている中で、とにかく手動、例えば、人間が金づちを持って行ってカンカンとたたくというようなことしか今できないというようなことも言われてますよね。その辺が非常に、さっき町長が言われたとおり、仕様は全然違います。あちらは4メートル以上の管で――8メートルですか。という感じで造られていますので、うちの場合とは全然違います。違いますけれども、やはり今の役場職員さんの人員、それに対しては非常に難しいと思います。これからはやはり、それなりの人でしかできないのだったら、人をどういうふうにやっていただくのかとか、そういうことは少し考えていく必要があるんじゃないかと思いますけど、その辺はいかがですかね。

○井上敏文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

再質問にお答えしたいと思います。

今後は、日々の点検を徹底するとともに、下水処理に影響が出ないように、計画に基づいて設備の更新を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

それでは、町長にお伺いします。

今、私は人のことを言いました。これからやはり、人手によって今まで、ほかのところも、下水関係は特に、水道もそうですけど、そういうふうにされてきたと思いますけど、これからそういう人を雇うことだけじゃないですけども、やはり今のところそういうことが今この自治体でも不足しているのかなと思います。会計年度任用職員さんを入れたりとか、いろいろな方法はあると思いますけど、その辺、何か考えをお持ちでしたらお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

点検という作業を行うために、いわゆる公務員である職員を採用ということには必ずしもなりはしないと思いますが、ただ、委託であれ、先ほどおっしゃったような、いろんな採用の仕方も増えてきました。そういうことを含めて、少なくとも、人が足りないから事故が起きましたというようなことは避ける必要があるというふうに思いますし、そのためにはやはり、例えば、場合によっては予防的交換みたいなこととかいうことも、だからこそ計画を立てているんだと思います。今までは、どっちかという、事故が起きてからと、前、墓石行政みたいな話をしましたが、やっぱりそういうことにならないためにも、やはり先を見て、ある意味計画的にそういう点検ももちろんですけど、交換もしていくということだと思います。

それともう一つは、以前から議論してますけど、やはりこれから大きな流れでいけば、いわゆる公共下水とか農集とかいう、地下に埋設して全部を1か所に集めてということじゃなくて、やはり合併浄化槽などのスタンドアローンというんですかね。そういう形でやっぱり広めていくということが、その後のメンテナンス性とか、またそれこそ事故のリスクとかいうことを低減することにもつながるんだろうと思います。ただ、今、実際施設を持っているもんだからですね。だから、これを定期的にずっと修繕、交換していったら、その換えどきがないということになるんだろうと思いますから、そこは、やっぱりどこかの節目節目みた

いなものも見極めながら、やはりそうしたことも導入をしていく必要があるし、少なくとも、これからまた実は宅地開発の議論も新年度からしていく必要があるなというふうに思っています。おかげさまで、住み心地ランキング県内2位とかになったもんですから、江北町で家を建てられるなら建てて、江北町に住みたいという方がたくさんおられるそうです。もちろん、農業とのバランスを取りながらですけれども、やはり計画的なそういう都市化ということも進めていかないといけない。そのときに、従来どおり公共下水をばあんと入れてということじゃなくて、やはり合併浄化槽を前提とすると、そういうやっぱり大きなプランというんですかね、ものをしっかり持った上で対応していく必要があると思っています。

以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

モニターをお願いします。

(パワーポイントを仕様) これが、この前、佐賀新聞のほうに掲載された分です。玄海町の北部の浄化センターが破損して、大変なことになっています。冒頭、町長が所信でも少し言われたか分かりませんが、ちょっと読ませていただきますけど、「1月下旬に設備の故障が見つかった玄海町の今村の北部浄化センターは、施設での下水処理ができない状況が続いている。町外に汚水を搬出する業者が懸命の作業を続け、町民の生活に影響は出ていない」ということで、江北のほうからも業者がお手伝いに行っているということを聞きました。それが、うちにつながるかどうかは別として、やはり起きてはならないことが起きてしまったのかなと思っています。

それで、次の写真ですけれども、浄化センターで皆さんが懸命に、各県からお手伝いに来られているみたいです。

これは大型車による搬出が続いているということで記事が載っていました。

それでは、再質問をしたいと思います。

ということで、我が町のクリーンセンターは大丈夫なのか、まず一つ聞きたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長(武富和隆)

池田議員の再質問にお答えします。

江北町のクリーンセンターは大丈夫かということでございます。

今のところ、処理に対しては問題なく稼働しておりますので、不具合のところは今は見つかっておりません。大丈夫です。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今の池田議員の御質問は大変難しい、お答えするのが難しいなと思いました。

大丈夫か大丈夫じゃないかは、今大丈夫だから、もちろんこれからも大丈夫だろうと期待するのはいいんですけど、必ずしも今大丈夫だから、大丈夫じゃないからこんなことが起きているんですね。

だから、今回の玄海町の事故の原因究明が待たれるというか、最終的にどういうふう to 今回の事故を玄海町として総括されるかというのは大変関心を持っております。

御存じのとおり、流末ではありませんでしたけど、うちも東分の中継ポンプ場であつた事故が起きて、まさに同じように県内の衛生事業者さん全部に集まってもらって、本当に昼夜分かたず対応していただきました。そのときの原因は、もちろん今係争中でありまけれども、ある意味、人災的なところがなくはなかったんじゃないかというふうに思います。

そういう意味では、我々の処理センターについても、大丈夫か大丈夫じゃないかという意味でいくと大丈夫じゃない可能性があるんで、大丈夫でない可能性はやっぱり低くしていくということが大事なんだろうというふうに思っておりますので、やはりもう一回そういう、例えば、何かあつたときの連絡体制とか、そのときの初動の動きであるとか、万が一そうしたことがあつたときの手順であるとか、やはりそういうことは、大丈夫じゃないことも想定して、やはり確認をする必要があると思います。

以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

通告の最後の質問をしたいと思います。

質問の 5 番目、市町ごとの維持管理計画に基づき、適宜、点検、調査や更新を進めること

になっているとの記事がありましたが、検討されているのか、伺いたと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

池田議員の5問目の質問にお答えします。

先ほども申し上げましたが、公共下水道につきましては、令和5年度から策定した公共下水道施設のストックマネジメント計画に基づきまして、また、農業集落排水事業につきましては、令和7年度に策定予定をしております最適化整備構想に基づき、点検、調査や更新を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

それでは、今、ストックマネジメントのことがずっと出ていますので、少し再質問したいと思います。

令和5年度の江北町重点設備等連絡会の資料の中で、公共下水道施設ストックマネジメント事業の改築修繕計画策定業務委託がありました。その中で、健全度評価、動作、故障、劣化を5段階での診断で、3以下が非常に多く書かれてありました。また、リスク評価でも、どの施設でもリスクが高いと評価が出ています。

このような状況で、今後の改築、修繕は大丈夫なのかを聞きたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

再質問にお答えします。

リスク評価が低いという施設での対応でございますが、これはやっぱり下水処理に事故が起こらないように、下水処理の大きな影響を及ぼす施設を優先させて整備に取り組んでいく計画としておりますので、今後はこの対策を取っていききたいと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど御紹介いただいた玄海町の事故、事業費13億円とか言っていましたかね、かかるらしいです。ということは、結局今の施設が全部駄目になるので、もう一個全部造り直す必要があるぐらいの額なんですよね。

今のところ、その原因が何だったかということとかを私自身はまだ知っておりませんが、仮にそういう我々の管理の在り方が問題であるとしたら、これはとんでもないことだというふうに思います。

以前は、仮に13億円かかったら13億円また町で予算措置してみたいなことで済んでいた時代もあったかもしれませんが、江北町でも以前、漏水事故とかあったりしましたから、あの建物がですね。でも、今の時代はやっぱりそうじゃなくて、今は個人が責任を取る必要がある時代になっています。もちろん、我々首長もそうですけれども、もし特定の職員とかが関わってその原因を生んだんだとすれば、我々はその求償をしないといけない。ひとまずは町が、お金は、そういうのを払ったとしても、その分は今度ほかの全く関係ない町民の方からすると、何で町が13億円も出さないといけないのかと。ちゃんと原因者がいるんだったらそこから取るべきだろうと、こんな時代に今なっているんですよね。

だから実は、首長だけでなく、今、職員が個人で入る保険もあります。仮に、自分の責任でそれだけの賠償をしないといけないときの。それで、実際入っている職員も、うちはあまりいないみたいですけど、ほかの市町ではやっぱりおられると。

ですから、今までのように全てを役所が何でも守ってくれて、役所の名においてやるから、個人の責任は問われないということにはならないんですね。そういう意味でいきますと、先ほど、うちのセンターは大丈夫かと、今は大丈夫ですから、大丈夫と思いますと。ところが一方でいろんな診断をしたら、そういうふうにある意味、黄色信号的なものがあったとして、それを看過していたとすれば、万が一事故が起きて、そういうことがもし原因だったということになると、これは、守りたくても守ってやれない。しかも、中には上まで役場として共有していなくて、課だけで知っていたとか、課長までしか知らなかったとかというようなことがもし原因で、そういうことになれば、本当に、本当に気の毒ですけど、本当に役場でも責任取り切れないし——というようなことだって起こり得る時代なんだと思います。

それで、何よりも町民の方に迷惑をかけるからですね。だから、そういうことまで含めて

考えると、なかなか昔のように公務員って簡単になる仕事じゃないというか、やっぱり自分の一生をかけてでも払えないぐらいの額の大きな仕事をしていたり、自分独りでは償えないぐらい大きな人たちに影響しているような仕事をしているんだと、逆にそれをやりがいといふかな、責任感と思ってやらないと、一回入ればずっとみたいなことでは、なかなか難しくなっていると思いますから、今回ぜひ、この玄海町の事例ということもしっかり我々は人ごとじゃなくやりたいというふうに思いますし、今回御指摘をいただいた、そういう点検の結果が出ているのに大丈夫なのかということについては、いま一度ここでしっかり、部内でも共有をして、確認をして、進めていきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

それでは、また再質問したいと思います。

今後の老朽化対策で、先ほどから言っています下水道ストックマネジメント事業の導入が不可欠であるとは思いますが、ただ、中・長期的な視点での計画、先ほど町長が点検をしていく必要あると言われましたけれども、そういう中・長期的な視点での計画は立てることが必要であると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

再質問にお答えしたいと思います。

ストックマネジメント計画につきましては、5 年の計画になっております。5 年更新でずっとその先までも国庫補助事業とか起債を活用しながら、更新計画を立てていきたいと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

もしストックマネジメントがなければ何もしないということなんじゃないかなと、ちょっ

とそういうふうを感じないでもないですけども、ただ、ある程度、我が町は我が町で、そこら辺のストックマネジメントは使いながらですけども、それは国からの年間計画、長期計画をされているわけですね。うち独自の中長期計画というのは多分出されていないと思います。その辺を私が今聞いていたわけですよ。こういうふうにしていくというような計画は、やはりこれから立てないといけないんじゃないかなと。

あと、点検に対してとか、いろんなことに対して、そういうことをやはりしていく必要があるんじゃないかなと今、質問しているわけですけど、その辺どうでしょう。

○井上敏文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

再質問にお答えします。

ストックマネジメント事業につきましては、計画を5年計画でずっとつくっていくんですけども、町としても長期を見据えた更新計画、長寿命化に向けた計画につきましても、個別施設計画等で考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

もうちょっと力強い言葉が欲しかったんですけども、ひとつ町長に別の観点から聞きたい。

町長は、公共下水道、農排の整備が終わって、それなりに効果は出ていると思います。町民の方も助かってはいると思いますけど、よく町長が言われるのは、合併浄化槽のことをよく言われます。

この前、テレビのほうで見ていましたら、一人の解説者の方が、これからは集団合併浄化槽を取り入れることが大切になってくるんじゃないかということ言われていました。いろいろ話を聞いている中で、昔は集落的なことが、例えば、へんぴなところにあるとか、そういうところに対してだけの浄化槽という意味だったんですけど、これからは、今私が質問しています下水道、公共農排に関して、30年から50年、ひょっとしたら50年もたないですよ、今のいろんな不具合があっていると。そういうことを考えると、合併浄化槽の意味も少し深

まっていっているんじゃないかと思いますが、その辺をお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

やっぱり国の、省庁の力関係みたいなこともあったんじゃないかなと。公共下水道の国土交通省、農村集落排水事業の農林水産省、やっぱりこういう、いわゆる事業官庁的なところに比べると、合併浄化槽は環境省ですかね。やっぱりそういうことの中で、どうしても——しかもそういう公共事業の大きなものを伴うもんですから、これまでの昭和、平成と、地元のほうもそれだけいろんな公共事業ができるという、お互いメリットもあったりもして、これだけ下水道と、農集ということもありましたし、合併浄化槽そのものの品質も、今と比べれば、当時その比較されたのは大分劣っていたということもあるんじゃないかなろうかというふうに思いますけど、まさに江北町の、そういう排水の、これからのやっぱり新しい時代の新しい仕組みづくりということであれば、やはり明確に、この合併浄化槽というのも一つの登場人物として位置づける必要があるなと思います。

ただ、1個だけ私課題かなと思っているのは、浄化槽になると今度は流末をそれぞれ確保する必要がありますよね。そのときに、近くにそれこそ水路でもあればいいんですけど、そうじゃないとすれば、例えば、今の道路の側溝というのは道路の雨水排水だけを基本的には前提にしているわけですけど、だから、実は浄化槽を整備していくということになれば、その流末についても一緒に考えないといけないということになりますし、そうすると、今言ったような道路関係とかいうことも実は一緒に検討しないといけないというふうに。だから、今までの本当は建設課じゃなくて基盤整備課というのは、まさにそういう政策というところをやる必要があるというふうに思っただけの名づけではあったんですけどね。

いずれにしても、やっぱり合併浄化槽というのも、これから町としてはやっぱり大きな一つの登場人物だというふうに、きちんと、明確にこれからしていく必要があると思っています。

以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

今で町長の考えは分かりましたけれども、ただ、これをやはり進めていくには、予算、それから、何度も、水路の話が出ましたが、パイプラインじゃないですけど、そういう流すところのパイプライン、そういうことも少し具体的に、構想としては出されていくべきじゃないかなと。それで、我々もいろいろ勉強しながら、いいのかな。せっかく公共を、諸先輩方からやっところまで、うちの町はかなりの接続率だと思います。そういう中で、今の人口が減らないのもそういう理由もあるかと思いますので、ぜひとも、その辺は基本的構想を出していただきたいと思いますが。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

さっきも言いましたが、過去を否定しているわけではありません。やっぱり時代にふさわしい基盤をこれまでも持ってきていたんだと思います。

自動車と言ってもそうですね、いろいろ排ガス規制が変わって、以前はそれこそディーゼルで、今度はガソリンで、今はハイブリッドとか、電気というふうになっているのが新しい時代の流れだとすれば、やはりこれからの新しい時代の江北町の排水ということを考えれば、やはり合併浄化槽というのは重要な要素の一つだというふうに思っていますので、やはりそういう少しビジョンみたいなものをやっぱりきちんと共有をしていく必要があると思っています。

以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

それでは、一般質問を終わりたいと思います。

○井上敏文議長

7 番池田和幸議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

8番西原好文議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○西原好文議員

8番西原好文でございます。今回、一般質問の最後の質問者となります。執行部のほうも簡潔な答弁でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、通告に従いまして2問質問いたします。

町の公共施設総合管理計画の進捗状況はということで、江北町公共施設等総合管理計画が平成29年4月に策定されております。その後、総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂を受け、令和4年度に一部改訂を行っております。

さらには、令和3年3月31日付で議員各位へ江北町個別施設計画について、政策課長名で「江北町個別施設計画」の全体版が配付されております。私もこの完成した全体版を頂いた折、各施設について調査、検討、評価されており、資料としては大変素晴らしいものが出来上がっていると思ひました。しかし、各施設がこの計画に沿ってどれだけ実行できているかは、担当課の熱意が感じられるところであり、町民のサービスにもつながるものだと思ひております。

各施設については高度経済成長時代の昭和40年代から50年代にかけて集中的に整備されており、また、道路・橋梁や上下水道等の整備も同時期に整備されてきた経緯があります。

そこで、国が進める国土強靱化基本計画やインフラの長寿命化計画と同様、町の公共施設等も総合管理計画に基づいて総合的かつ長期的な管理を行うことが、町民サービスのさらなる向上や財政負担の軽減、平準化へとつながるものだと思ひます。

まず1点目に、各担当課長へ質問いたします。自分の課の担当する係ごとの公共施設件数とそのうち何件が計画に基づいて改善されているのかをお尋ねしたいと思ひます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

お疲れさまです。西原議員の御質問にお答えをする前に、私のほうから全体的なところで少し整理をさせていただきたいと思ひます。

先ほど議員から御紹介をいただいたとおり、昭和40年代から50年代の高度成長期にかけて、全国で集中的に公共施設やインフラ施設についての整備がなされておまして、本町におい

でも同様に整備をしているところでございます。

過去に建設された多くの施設は、30年以上が経過をして老朽化の進行が見られること、また一方で、少子・高齢化や人口減少等による税収の減少や、公共施設等の利用需要が変化していくことなど、公共施設全体の最適化を図る必要があるということで、国の要請に基づき、平成29年度から令和28年度までの30年間の中長期的な視点を持った計画として、江北町公共施設等総合管理計画を平成29年4月に策定しております。

この計画におきましては、町が保有する全ての公共施設等の維持管理、更新等の基本的な方針を定めておりまして、町有財産の総合的かつ長期的な管理を行うことで、町民サービスの向上や町の財政負担の軽減、平準化を目指した計画となる個別施設計画の指針となるものでございます。

また、この総合管理計画を上位計画とする個別施設計画については、令和8年度までを第1期の計画として、各施設類型における基本方針や施設の再配置計画などを取りまとめたものでございます。

御質問いただいた公共施設の件数と個別施設計画に基づく改善状況につきましては、全体で56件ということでございますけれども、課別に申し上げますと、総務政策課18件、健康福祉課3件、地域振興課2件、基盤整備課15件、こども教育課18件となっております。おおむねは維持管理を行う計画ということでございます。日常的な維持管理は行っておりまして、修繕等が必要な場合については随時対応を行い、改善をしているものと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

ちょっと確認のために、表を見て質問したいので、画面を切り替えていただきたいと思います。

(パワーポイントを使用) 先ほど総務政策課長が説明をされたとおりだと思いますけど、インフラの長寿命化の基本計画が平成25年11月からスタートしまして、本町において策定されております。

先ほどいろいろな課別の説明をいただきました。それがこの下のほうですね、個別施設計画の件数だと思います。

先ほど来、同僚議員からもお話がございましたけど、やっぱりうちの町のインフラ等についての整備状況については、この計画には載っておりませんが、例えば、道路、橋梁、農業用施設、下水道施設だとかというのは、別のインフラ施設の管理計画というふうなことで、このほかにもまだあるわけですから、そのインフラ施設というのは、この表で言えばその他の項に入るわけですか、そう理解してよろしいですか。また別——いや、何でも言ったら、国が計画を策定するのが道路とか河川とかあるんですけど、これは国ですよ、こちらの左の表。町のほうの計画を言えば、その他のところにそういったインフラあたりの施設は含まれるのかなというふうなことで思いましたので。

そしたら、再質問いたします。

今回質問をしまして、各課長ごとに施設の進捗状況というふうなことでお伺いをしましたけど、総務政策課長とお話をさせていただいた折に、課長ごとに言ったら1時間以上かかりますよということだったので、今件数だけ言っていただきました。

公共施設の老朽化対策については、平成24年12月の笹子トンネルの事故が発端となり、国、地方公共団体、民間事業者を掲げた喫緊の課題として強く認識されるようになりました。

平成25年11月にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議においてインフラ長寿命化基本計画が策定されております。同計画において、各インフラを管理、管轄するものは、インフラの維持管理、更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、インフラ長寿命化計画である行動計画を策定すること。さらに、各インフラの管理者は、行動計画に基づき、個別施設の具体的な対応方針を定める個別施設ごとの長寿命化計画である個別施設計画を策定することとなっております。

今回、町長が開会の所信所信表明の中に、施設の在り方については、後には引けない待たなしの状況だということを言われました。私もまさしくそのとおりだと思います。また、教育長も同じような所信表明をされております。

今後、その施設についてはどのような取組をされていくものなのか。そして、どのような会議等で順番を決めていかれるものなのかを質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の再質問にお答えしたいと思います。

この総管理計画におきましては、中長期的な計画ということで30年の計画を立てているわけでございますけれども、この中には、町有施設については全てが維持管理の計画ということで今の計画ではなっております。

今現在、その計画に基づいて維持管理等を行っているわけでございますけれども、実際、施設等の在り方については議論がまだ不足をしていると思っておりますので、今後また廃止や統廃合とか、建て替えとか、そういった検討を行いながら進めていく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

次の質問に入る前に、またパワーポイントで説明したいと思います。

(パワーポイントを使用) これが町の計画の推進体制というふうなことで、令和元年に策定されております。この表を見てみますと、町長からの指示があり、江北町公共施設等マネジメント推進委員会というのがありまして、そこに指示をされ、その下部組織である作業部会、これには施設部門とインフラ部門、これは連携した作業部会というのがあるわけですね。この組織の流れがあってこれを江北町公共施設等マネジメント推進委員会がある程度の協議をしたものを議会への報告という流れになっています。ですから、こういった体制だと思います。その組織の中を見れば、委員長に副町長、副委員長に政策課長、今は総務政策課ですから総務政策課長だと思います。委員の中に、いろんな課長代理で名前が載っておりますけど、この当時ですから、今ある課とない課がありますけど、こういったものの多分見直し等もあっていると思います。その下の作業部会、これについては、政策課長代理が部会長とし、部員としては各課のいろんな職員さん、係長さんですとかいろんな方がいらっしゃるわけですね。

質問に入ります。こういった令和元年の7月に公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを推進していくための各課横断的な組織として江北町公共施設等マネジメント推進委員会を設置されております。また、個別施設計画の推進は、決定機関として庁議、調整協議機関として施設所管課長の課長代理で組織する江北町公共施設等マネジメント推進委員会です

ね。各課検討作業機関として施設所管の先ほど言いました係長さんとか、そういった部下の方だと思うんですけど、こういった令和元年に設置された会議が、この6年間に何度ぐらい開催されているものなのか。

どうしてそういったことをお聞きするかというと、議会への報告の義務があるわけですね、先ほどの表で言いましても。今までそういったマネジメント推進委員会の報告なんか私は一回もあっていないと思います。ですから、町長だとか教育長が今後そういった順番をつけてですとか、進めていきますと言われているものの、そういった会議すら開かれていない現状で、本当にランクづけだとか、そういった施設の維持管理等の状況等の会議がどこで開かれているのかなと疑問でならないものですから、できれば、この6年間で何度ぐらいそういった会議が開催されているのか、そこら辺が分かればよろしく願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の再質問にお答えをしたいと思います。

江北町公共施設等マネジメント推進委員会ということで、町の公共施設の方針を決定するところで議論をする場というふうなところで設置をしているところでございます。

令和3年6月に第1期の計画として、重点取組施設はどうしていこうかというふうな話をしているところでございますけれども、その方針については、各課のほうで方針を検討するようにということでその会議の中では決定をしているということで、その方針については、今現在、各課のほうの方針検討をいただいているところということで、今、実際その会議としては、令和3年6月に数回会議をしたというところまでで止まっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

この表でもう一回質問したいんですけど。

（パワーポイントを使用）これは町長から指示があるわけですね。このマネジメント推進委員会を開催しなくちゃいけないわけでしょう。委員会を今、令和3年に開催したというふうなことになると思います。そしたら、作業部会等は常時開催されているという理解でよろ

しいですか。

それと、ここの中で、作業部会の一番肝腎なのは、施設部門とインフラ部門の連携となっているんです。ですから、本来であれば、最近教育委員会の施設が滞っているとかなんとか言われている、議会の中で出ていますけど、町全体でこの施設の共有化というか、しておかないといけないわけですね、この連携ということになれば。ですから、本当にこの作業部会を開かれて施設部門とインフラ部門で連携が取れているのかというのが一番の私は疑問でなりません。

それと、今度はその中の右側、町民のパブリックコメント、この町民の意見を聞くというのもあるわけですよ。

本来であれば、そういった施設の不具合だとかいうのを議会のほうで議論するのも確かに一つの策だと思うんですけど、町民がここの施設が困っておるよとかなんとかが出ていると思うんですね。そういったことの意見を聞く場だとかいうのも実際何もされていないという私は認識だと思います。

この後、私また写真を見せますけど、ちょっと切り替えてもらっていいですか。

今度、やっと消防格納庫8部、消防格納庫の設計に入ってもらいました。今年度当初予算に設計費が上がっておりました。これは全く一緒の写真なんですよ、この個別基本計画の中に載っている写真と。ここ数年間というか、何年にこれを調査されたのか分かりませんが、令和元年頃だと思うんですけど、五、六年間こういった状態をずっとされている。

次行きます。これはプールのトレーニングセンターのところなんです。こういったのもだんだんひどくなっている。私たちが一回現場視察にも行きましたけど、あれよりもっとひどくなっています。もっとすごいのが、これ、プールの屋根ですね。この写真では、さびがちらほら、発錆となっていますけど、さびが徐々に出てきましたよというような写真が載っているんです。この個別計画の中には。でも今はもう見てください、現状で言えば真っ赤なんです。これが令和元年頃に調査されているので、五、六年たっているんですね。こういった状態なんです。B&G体育館にしてもしかり、解体するものなのか手を加えるものなのかと思ってですね。

そこら辺のいろんな町民の意見というか、そういったのも踏まえる意味でも、先ほど言いましたパブリックコメントによる町民の声ですとか、作業部会による声を集約して上に上げて、それを町長に報告する。と同時に議会にも報告するというシステムが出来上がっている

にもかかわらず、全然機能していないというふうなことで、本当に、この後また質問しますが、この中で一番肝腎なのは、財源の、私が先ほど一番最初に質問しました町財政の負担軽減と平準化というのは、施設の老朽化が進んでしまうと同一時期にこういった長寿命化対策にまとめて取り組まないでいいように、日頃から順番を決めて整備をしていきなさいよと、そうしないと財政負担に陥るよというふうなことでそういった計画を立てられると思うんですけど、そこら辺は町長どうお考えですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

西原議員の御指摘のとおりだと思っております。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

今後、そういった町が抱える公共施設の中で、多額の資金が必要となる施設というのはどういったものを総務政策課長は考えておられるのか、質問いたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

今後、一番多額な財源を伴う施設はということでございます。

まずもって、課ごとに申し上げますと、総務政策課においてはやはり庁舎、健康福祉課においては老人福祉センター、地域振興課においてはふれあい物産館、基盤整備課においては町営住宅、こども教育課においては小学校といったところが多額の財源が必要ということで想定をしているところでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

2点目の財源についてですが、平成30年6月議会の個別施設計画の財源についての質問で、

基盤整備課の道路については公共施設等適正管理推進事業債という起債の事業を使うということを議会のほうで答弁されております。その計画が、その当時同僚議員からの質問の中で、そういった計画がありますかということに答弁されたのが、その事業を使うために、今でいう基盤整備課の方がそういった起債を使うために計画を立てておりますという答弁だったわけですね。本当に財源が必要なのは、そういった道路だけじゃない、今、課長が言われたとおり、庁舎ですとかいろんな施設があります。

本当にそういった財源がいつまでもあるものなのかというのが不思議で、私もちょっと心配しております。先ほど同僚議員から下水のいろんな事故について話がありました。まさしく今インフラ整備あたりにどんどん国の予算を投下する必要がある時代が来ていると思うんですよ。

そういった中で、やっぱり計画を立てて、早め早めに補修、長寿命化だとか建て替えだとかしていかないと、一遍に全国各地からそういった起債等のお願いが出て、国としても対処できないと思うんですよ。ですから、この30年の長きにわたる計画を立て、そういった資金の予定あたりも多分組まれると思うんですけど、そういった大規模な建物についての起債あたりはどのようなものがあるものなのか、幾つかでいいですから、例を挙げれば。起債、お金が借りられるという起債があれば、お願いいたします。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の再質問にお答えしたいと思います。

今現在、その施設等に使える起債というところだと思います。公共施設等適正管理推進事業債、これが公共施設の集約化・複合化事業等を対象とした地方債が発行可能ということでございますので、こちらのほうを活用していきたいということで思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

課長、まさしくその紹介をしようと思ったんですよ。ただ、悲しいかな、令和8年度まで。来年度までの期限なんですよ。

私は排水関係の質問をするときいつもいろんな財源の紹介をしていたのは、まさしく総務省の自治財政局が出されている令和5年10月に「自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引き」というのを読ませていただいて、ずっと質問していました。この中には緊防債だとか、いろんな先ほど言われた公共施設等適正管理推進事業債、そういった起債が載っております。こういったものを借りるのも、早くやっぱり手を挙げていかないと、本当に、同僚議員から先ほど下水の話が出ましたけど、全国各地でいろんな被害が出ておる中で、国として言えば、大きな災害等にどんどんお金を費やしていくと思うんですね。やっぱり長寿命化に取り組んでいるものの、うちの町とすれば、もう既に30年、40年たっている施設ばかりなわけですから、一日も早く、町長が所信で言われたとおり、順番を決めて取り組むものは取り組む、壊すものは壊すというふうなことで決断をする時期だと思うんですけど、町長どうでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

西原議員からは各課長にということだったんですけど、先ほど時間の関係もあるしということだったんですけど、私は時間の関係というよりも、各課長としてどこまで答弁できるのかというのが、私自身も把握がうまくできなかったものですから、総務政策課長が代表して御説明をさせていただきました。

議会の冒頭でも言いましたけれども、やっぱり何と言うんですかね、今の総合施設管理計画、またその個別施設計画というのは、国から指導があって、とにかく早くつくるべしということで、何とか策定をしていたところであります。ただ、仏つくって魂が入っているかという、そこは正直心もとないなと、大変恥ずかしながら思っています。

というのも、中でも総務政策課としては、当然この計画の策定担当課なものですから、もちろん各課尻たたいてつくりはしました。だから、つくったんだから、あとは各課がちゃんと実行すべきだと思っているはずなんですよ。ところが今度各課は、いや、それは何かあったら総務政策課が担当かみたいなの、さっきもどこかの答弁で、あとは総合施設管理計画の中でとか、個別施設計画の中でとか、なので、ちょっと言葉は過ぎるかもしれませんが、役所全体の総無責任体制、もしくは責任の明確化を避ける希薄化の計画になってしまっているなという反省があります。

それと、先ほど御紹介したマネジメント委員会も、もちろん委員長、副町長とか、部会は政策課長代理とかになっていますけど、やっぱりこれだけうちみたいな小さな町なもんだから、あえて私が委員会に入らないとかじゃなくて、当然せつかく首長をやらせていただいていますから、やはり首長としてのいろんな考えということもコミットしないと、指示して、かつがつ報告でも来ればいいですけど、やっぱりそうじゃないとすれば、いや、私は町長で指示する役目ですから、指示はしていますからとは、私はちょっとそれでは、自分の責任を果たしたということにならないというふうに思います。

それで、現計画の一番の問題点は、基本的には、今ある施設は全部これからも持ち続けていくという前提での計画になってしまっているというところなんですね。だから、その前に、やはり断捨離といいましょうか、これは残す、これはやめる、これとこれは統廃合するという一番前提とする方針というのをきちんと立てた上で、残すものは残していくためにはどういうふうな、言ってみればメンテナンスする必要があるとか、仮に今度廃止するんだったら廃止するのにはどのくらいお金がかかって、それはどんな財源を使えるのかとか、仮に統合するということであれば、統合後の形がこういうものになるから、そのためにはこういうふうな事業の段取りをするということを決めないで、今の総合施設管理、今ある施設はこれだけですと、それをこれから維持していくためにはこれだけかかりますということでやってしまっているものだから、多分担当課とかでも、いや、個別にはこれやめるというような話も出ていたようだがみたいなことになってしまっているんですね。やはり、これ実は計画そのものは令和8年度までなんですけど、もう8年度を待たずに、やはり早期に、それこそ先ほど財源のお話もしてもらいましたけれども、やはりもう一度、この計画をきちんと建て直して、実際実効性のある仕組みに変えていくということをしないと、さっきおっしゃったように全国どこでも同じような状況の中で、取るものを取り損ねる可能性がやっぱりあるんですね。またもしくは、やっぱり後になればなるほどお金がかかるというものもあります。今の時点でどこもやめると言っていないならB&Gの体育館何で修繕して使えるようにしないのかというような話もあるし、老人福祉センターだってトイレの話がありました。男女のですね。それも結局、何となくそう長くはもたんもんねという、何となくの暗黙の中でやっていますけど、今の計画でいけば別にやめるって、検討する必要があるとまでは書いていますけどね。だから、そこの前提をきちんと共有していないものだから、その後の手順を幾らつくっても、当然それどおりにはならないということだと思います。そうしないと、今どう

なっているかという、今回御紹介したような箇所、こういうのが普通に当初予算に修繕費として上がってくるわけですよ。そしたら、逐一何で修繕が必要なのか、そもそもこの施設の今後の方針はどうなっているのかというのを、予算の査定の中でしないといけないというのはやはり違うんだと思います。ですから、方針を決める。そして、まずその方針に基づいての具体的な、言ってみればロードマップをつくる計画を、そして、それに必要な経費を算出する。そして、それに基づいて粛々と進めていくと。ですから、これは総合施設管理計画、もしくは個別施設計画、もしくは、その上につくる必要があるのかもしれませんが、方針によればこうなっています。だから、計画ではこう書いています。そして、今年度はこういうふうにやろうとしていますから予算要求させてもらっていますという仕組みをやっぴり早くつくっていく必要があると思います。

今議会では公共交通の在り方についても議論をさせてもらいましたけれども、やっぱり併せて公共施設についても、新年度はやはり早急にそうした議論を具体的にしていく必要があると思っていますので、8年度の計画終了を待たずに、ぜひ実効性のある計画、またはその仕組みに見直しをしたいと思いますし、私自身がやっぱり直接関わっていく必要があるとつくづく思いましたので、こうしたマネジメント委員会などのそうした組織についても併せて見直しをしたいというふうに思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

もう一回、パワーポイントで紹介したいと思います。

(パワーポイントを使用) 先ほど、町長が言われた8年度を待たずと言われたのがこの図なんですね。来年の8年度が第1期の1期目なんです。この個別計画の中にも、1期までにどういった、例えば、建て替えだとか、長寿命化だとかいうふうなものも事細かくは入っております。ただ、今、町長がちょっと言われたんですけど、B & G体育館については何ら対策がされていないわけです。すみません、画面を切り替えてもらっていいですか。

3問目ちょっと再質問になってしまうんですけど、学校、幼児教育センター、佐賀県の建設技術支援機構による劣化等診断で、庁舎だとかB & Gのプール、トレーニングセンター、老人福祉センター、町営団地等は建築士、地元の建築士なんです。先ほど言ったB & Gは職

員さんが診断をされていると。その診断の結果すら出ていないんですよ、この表にですね。ですから、やっぱり今度町長が8年度を待たずにしてという計画を立てられるのであれば、B & Gを建築士さんにぜひ見てもらって、もうこれはもう使い物にならないというような診断をしてもらいたいんです。私ども、議長もそうですけど、少し手を加えれば利用できるのではないかというふうな考えをお持ちの方もたくさんいらっしゃいます。

そういったことで、やっぱり1期目の計画を立てる前段として、そういった調査をするときには、やっぱりもう老朽化が進んでいるから、この建物はもう廃止しますとか、そういった決断を下す材料を私たちに示してもらったほうが分かりやすいと思うんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど申し上げたように、まず施設の在り方というか、これからの方向性をまず示すということが大事なんだというふうに思いますし、先ほどパブリックコメントのお話がありましたが、まずそういう基本的な、今ある江北町の公共施設をこれからどうするのか。存続、または廃止、また統合という、言ってみれば三つの箱にまず入れないと、その後のやり方が変わってくるもんだから、だから、まずその段階で一度議会とも議論させてもらいたいし、パブリックコメントも求めたいと思います。

今御指摘のやつは、老朽化の度合いを素人と言ってはなんですが、職員のということでありましたから、そこは少し考えさせてもらいますけど、ただ一つ、ここで大事なものは、単純に古くなっているからやめるということだけがやめる理由ではないということをぜひ共有しないといけないなと思います。というのは、江北町も人口のピークからすると、炭鉱閉山から激減しました。おかげさまで、そこからは維持していますけれども、今ある施設の前提がどの人口規模を前提にしているのかいうところから考えないと、やっぱりこれからさらに残念ながら、うちの町でも人口は減っていくようになります。それでも維持していく必要があるのかと。何でかという、この建物は古いからやめると言っても、仮に必要なならば、その代わりの物を今度建てる必要があるという話になるんですね、もしそのニーズがちゃんと今でもあるとすれば。ですから、老朽化の度合いというのは当然考慮の一つではありますが、それだけではなくて、これからの人口を見、または今の町民生活の実態を見、その上

で本当にこれからも維持していく必要がある施設かという視点が実は一番大事だと思っていて、それがなかなか共有できていないもんだから、今のような話もあるし、それも大事な一つの要素であります。今までは子供たちもいて部活の送迎もする必要がある、学校の送迎もする必要があるから、8人乗りのバンを持っておったと。そして、今度これも古くなったから変えようかどうかと。ところが、自動車屋さんに持っていったら、いや、お客さん、ちょっと修繕するとまだ乗られますよと言われたと。ところが、もう子供たちも全部独立して、今からの我が家を考えれば、軽自動車があれば、夫婦2人なら別にどこでも行かれるねというときにでも、まだ修繕されるからと言うて持つておくかどうか。逆に言うと、お客さん、もうちょっとこれは古くなって乗らないほうがいいですよと言うて、また同じような8人乗りのバンを買うかどうかと。ここがやはりこれからの公共施設をどうするかというときの視点として一番大事だし、それがまだきちんと部内でも、何と言うのかな、きちんと検討ができていないし、それをきちんとお示しするような形ができていないので、まずここをやはり早めにやるというところからやらしていただきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

1問目については、そういった町長の考えを聞かせていただきましたので了解したということで、次、2問目に入らせていただきます。

町の道路整備（町道・農道整備）の進捗状況はというふうなことで、令和6年9月議会において議案第29号 町道路線の認定及び廃止について、城ノ井樋～東分線について、下分区内にある斎場南側の農道を含め町道に認定されております。その要因として、現在、国道207号線出口付近に建設されている運送業の進出により、車の台数も増えるし、現在の農道の改良等も早急に必要という説明が議員例会であったと思います。その説明会の折、私は早急な道路改良が必要だと質問をしました。この路線は、農繁期には作業車を置いての作業が不可欠ということも言わせていただきました。今年3月に開業されようとしている運送会社の進出を目の前にし、現在、担当課として道路改良についてどのように取り組まれていますか。

また、道路関連事業として、農道ののり面張りコンクリート等が、農地・水といつも言いますが、資源向上支払交付金の年次計画により各地区で取り組まれています。町内の農

道については張りコンクリートが進んでおります。しかし、町道については、その事業に乗せることができず、のり面の改良が進んでいる箇所とそうでない箇所が同じ地区内で発生しているのが現状であります。

町道のり面の張りコンクリート工事について、担当課としてどのように進めていかれるものなのか、お願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

西原議員の質問にお答えいたします。

まず、町道の旧農道の整備についてでございます。

町道東分～下惣線につきましては、国道207号から小城・佐賀方面を通過する車両の交通量が多く、特に旧農道区間につきましては、舗装のひび割れやポットホール等が生じているため、早急な整備が必要と考えておりますが、整備を行う上では、沿線における農地の所有者の方や耕作者の方の意見が重要と考えておりますので、現在、沿線で多くの耕作されている耕作者の方に意見をもらっている状況でございます。

今後、運送会社が開業されて交通量も増加すると思いますが、同区間の道路整備につきましては、所有者や耕作者の意見を考慮しながら、東分～下惣線全体を見据えて、整備計画を立てて道路整備に取り組んでいきたいと考えております。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、西原議員から御質問をいただいた件でありますけれども、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、議会に承認をいただいて、せっかく町道認定させていただきましたけれども、もしかすると、町道認定をしてしまったことがマイナスになってやしないかなというふうな危惧も少し抱いております。

もともと町道認定をさせていただいた趣旨というのは、先ほど御紹介いただいたように、沿線に施設ができますし、それに伴って当然往来も、今自体もかなり恒常的に、農道と言うには往来が激しく、そのせいもあって、どうしてもやっぱり路面が町道のグレードとすると低いものだから、やはりここは抜本的に手を入れる必要があると。そのためには町道の認定

をさせてもらう必要があるということで、町道認定させてもらいましたし、それこそ、今回ヤマト運輸さんが進出されるに当たっては、207号と交差するところ、やはりあそこの安全対策も取る必要があるので、あそこはもともと町道だったですけどね。やはりこの町道全体として、それこそさっきの話じゃないですけど、どういうことをやっていくということをきちんとその中に位置づけて、まさに計画立ててやっていかなければという思いがあったので認定をさせてもらったんですけども、先ほどあったように、農道だったらのり面はさっとできるけど、町道になってしまったがためにというのは、農道だと、今の現状で当然農作業にも一定配慮をする必要がある、そういう中でのり面を張りコンクリートということでもいいですけど、今度町道ということになると、場合によってはL型擁壁で立ち上げたりする必要があるということになると、今度また農作業の施工性が悪くなるということなんです。ですから、町道を認定してしまったはいいいけれども、果たしてそこをどうするのかと。地元聞いたら、コンクリートを立ち上げてもいいという農家の方もおられるということですけど、多分そうすると、買収をしなければならないのかどうなのかとか、そうすると作業車が下りていくため対応をしなければならないようになるのかどうなのかとか、今度路肩に車を止めておられる間の道交法はどうなるのかとか、実は結構いろんなことが、町道を認定すること自体はそれほど難しいことではないんですけど、それに伴う、まつわることについてまで果たしてどこまで想定ができていただろうかということなんです。

一方で、4月に操業を開始されるヤマト運輸さんに伴う安全対策は今まだできておりません。かという、今度駅南線から下ってきたところの水のたまっておるところだけは、もう昨年度に委託の設計を発注して、水は今度もともと古川に流れていたから古川にみたいな、ただ、この間、排水対策協議会のときは古川のこといろいろ言われたりというふうに、何かな、せっかく全体で町道認定したのに、今やろうとしていることがちょっとてんでばらばらというか、やっぱりそこがうまくできていないというのが問題だと思います。ですから、今御指摘いただいたようなことも、やっぱり早く全体の考えをきちんと整理して順番立ててやる必要があると思います。佐賀の西与賀のところ、真っ直ぐ444号の行ったところは広域農道なんですね、あそこは。見ていると今でもやっぱりまだ広域農道ということで、のりのままにしてありましたので、もしかすると、そういうこともあって広域農道のまま、あそこも大分交通量多いですけどね、ということをちょっと思いました。だから、本当は当初予算では道路の補修費を今までより増額して、まずはそこを、そういう陥没とかがあれば、まず

は応急処置するということをやったほうがいいんじゃないかという議論までさせてもらっていたんですけど、どっちにしても、やっぱりきちんとその位置づけというかな、全体として計画を立てるということが大事だと思います。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

切り替えてもらっていいですか。先ほど来、お話をさせてもらっているのが、これが207号からの、今度町道東分～下惣線になった道路ですね。これをずっと行きますと、ここが2号幹線水路の手前のほうです。もういびつなんですよ、道路自体が。この正面に見えるのはポンプ場です。ここのポンプ場を避けるようにしてぐりっと曲がって水路を横断し、次の斎場前の道路につながります。ここでちょうどたまたま写真を撮ったときに、作業というか、タマネギの生育状況を見に来られておりました。この方の車がここです。ここで作業をされております。ふだんですと、タマネギの収穫だとかなんとかいうのはこっちのほうに車を止めて作業をされます。先ほど基盤整備課長からもお話をしてもらいましたが、道路の状況、何度となく路面の修復工事をされている路線なんです。大型車が通るたびに、ここの道路というのは壊れが目立って、その手前のほうに分かると思うんですけども、ひびですね、ここの。手前のほうの白線の横ら辺はひびだらけなんです。ですから、できるだけ早い時期に改良してもらいたいという考えを持っております。

次に質問しますが、これが多面的機能支払交付金を活用されている祖子分地区の農道なんです。両サイドずっと奥まで、祖子分の農業用倉庫までずっと両サイドのり面の張りコンクリートを。

次が、これが令和6年度に施工されております。令和7年度になると、今度、奥に見えるのが祖子分の集会所です。その両サイドをこうやってのり面の張りコンクリートを。これは区の方が出られて作業をされております。

これが正徳区の町道なんです。ちょっとのり面が長いんですけど、これが水害対策による町道のり面の補修だそうです。もう一か所、大西2号線、これが奥のほうの林が見えるのが鉄橋のところ。その手前の道路がずっとこうやって、これも町道ですけど、これも水害関連で町で整備をされております。

今回、そういった事業を調べておったら、担当課としては、やっぱり江口、正徳、祖子分

とか、大西とか、いろんな水害を受けられた地区については町道の聞き取りをされたそうです。町道ののり面についての聞き取りはですね。希望があったところについては、こうやってのり面の補修をされたということです。

ただ、私が何でこういうことを言いたいかというと、今、農地維持支払事業及び資源向上支払事業ということで、協働と長寿命化があります。これは平成19年度から農地・水保全管理支払交付金事業として発足し、それ以来、区民の方でずっといろんな事業を、今年度5か年の中期計画を立てるために、新たに今年度はまた5年の計画を立てられるようになっております。

1 問目と関連して言わせてもらえば、町民でさえ長寿命化に向けて毎年毎年総会を開き、そういった道路ののり面の補修ですとかをされております。ですから、やっぱりそういった公共施設、これも公共施設ですね、農道ですから。そういった施設に関連する方々は、今、町民を含めて、いろんな方々が長きにわたる計画を立てて長寿命化に取り組んでおられるんですよ。ですから、役場の職員さんも、少なくとも町が管理する施設については、やっぱり責任を持ってというか、計画を立てて、できるだけ進んでいくような取組をぜひしてもらいたいというふうなことで、最後これで質問を終わりたいと思いますけど、よろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、一般質問の中でも、例えば、上水そのものはうちではしていないんですけど、上水、下水の話とか、先ほどの公共施設の話であるとか、今度は町道、農道のお話をいただきました。

先ほど少し言ったんですけど、以前は建設課と言っていたんですね。それを単純に工事の発注というか、言ってみれば技術屋さんという言い方をよくしますが、技術的なことはもちろんですけど、ただ、道路をずっとつくるということじゃなくて、今は大変、やっぱり町の基盤としてどのように考えていくかと、そういう長期的なビジョンも含めてということが大事なので、基盤整備課という名前に、大分格好よくなったと思ったんですけどね。じゃ、実際のやっていることがどこまで変わっているだろうかということだと思います。だから、技術的にはもちろんですけど、多分いろんな案件は、場合によっては政策的、それとか、場

合によっては戦略的にも進めないといけない。それと、そうですね、物によっては政治的なこともあります。いろんな要望も含めてですね。やはりそういう視点なくしては、これからのそういう町の基盤整備とか、やっぱり維持管理というのはないんじゃないかなと思ってですね。今回、多分通していくと、やはりきちんとビジョンを持って、そして、それを共有して、そして計画を策定してそれに基づいてやっていくということだと思いますし、それがなかなかまだできていないということが残念ながら今回の一般質問の中でも、我々執行部としても露呈をさせてしまったのじゃないかと思っておりますもんですから、先ほどの西原議員の御指摘もしっかり受けて、本当に待ったなしだというふうに思っておりますので、しっかりそうしたビジョンをまず共有させていただくことから始めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

本当に今回、消防で例を挙げて質問ですけど、8 部の消防格納庫なんかは62年かな、3 年かな、やっぱり耐用年数をはるかに超えて、やっと今度設計に入ってもらえるんだなというふうなことで当初予算を見させていただいております。

そういったことで、大変な施設の量ですけど、役場の職員さんたちが一同に知恵を絞っていただければ、よりよい公共施設の長寿命化につながると思うので、そこら辺はよろしく願いいたします。

一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○井上敏文議長

8 番西原好文議員の一般質問をこれで終わります。

昼食のためしばらく休憩いたします。再開13時30分。

午後 0 時 休憩

午後 1 時30分 再開

○井上敏文議長

審議に入る前に、午前中の土渕議員の一般質問において、こども教育課長に対し、就学援助についてのチラシの配付依頼があってございましたので、机上に配付しております。よろしくお願いいたします。

また、土渕議員の一般質問に対する健康福祉課長の答弁について訂正の申入れがあつておりますので、これを許可いたします。健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

土渕議員のほうから、寡婦の所得について、非課税世帯じゃないですかということで非課税世帯というふうにお答えをしております。

再度確認をしましたところ、非課税世帯は1名の方、残りの方は非課税ではありませんでした。

以上です。

○土渕茂勝議員

資料についての配付ありがとうございました。

今のことについて私の提案を変えることはありません。よろしく。

○井上敏文議長

それでは、再開いたします。

会期日程により、総括審議、委員会付託となっておりますので、逐次議案の審議に入ります。

お諮りいたします。

議案第19号から議案第23号までは一般会計及び特別会計等の令和7年度当初予算に関するものであります。

つきましては、江北町議会委員会条例第4条の規定に基づき、予算特別委員会を設置し審査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、令和7年度当初予算については、予算特別委員会を設置し審査することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開13時40分とします。

午後 1 時32分 休憩

午後 1 時40分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、江北町議会委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。

予算特別委員会委員の選任については、お手元に配付いたしました名簿のとおり、全議員10名を委員としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員は全議員の10名と決しました。

次に、江北町議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、予算特別委員会の委員長及び副委員長が先ほどの休憩中に委員会において互選されておりますので、報告いたします。

予算特別委員会委員長に池田和幸議員、副委員長に三苫紀美子議員、以上のとおり互選されました。

それでは、議事日程により、逐次議案の審議に入ります。

日程第2 議案第2号

○井上敏文議長

日程第2．議案第2号 江北町手話言語条例を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

今回、手話言語条例の中の2号から4号までが関連だということは十分承知しております。その中で、4号で「害」という字を平仮名の「がい」に変えるということなのですが、既に2号の3段落目には、障害者の権利に関する条約や障害者基本法にというのは、これは「害」は変わっておりません。3号では大分変わっているんですけど、その「害」が平仮名に変わるものと変わらないものの分かりやすい説明というか、それができればよろしく願います。

○井上敏文議長

ただいまの質問に答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

参考資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

条例上の表記の取扱いとしておりまして、法令等に基づく制度や施設名等については従来どおり漢字を使う。人や人の状態を表わさないもの、例えば、下水道管の中に障害物があるとか、そういうものについては従来どおりの漢字ということとしております。

以上です。

○井上敏文議長

よろしいですか。

ほかに。山田町長。

○町長（山田恭輔）

少し補足して説明しますと、提案理由のときに申し上げましたが、可能な限り改めたいというふうに申し上げたのは、我々江北町ではいかんともしがたいものがあってですね。というのは、我々は条例ですけど、法律で定義されているような言葉とか名称があるわけですよ。これは法律に書かれているものですから、人の状態は表すものだけれども、法律とか、ほかに定めがあるので、町では変えられないというもの。

それと、例えば通信障害とか交通障害とか、人の状態を表わさないものは、今回は変えないよねという、この2つで全部洗い出して、可能な限りという意味で改正をさせていただきたいということです。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

関連ですけど、議案書や参考資料の中に例がないね。さっき言われた「害」とか、平仮名とかの文章の例があれば、それを示して説明してもらったほうが分かりやすいかなと思いますけど。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

例えば、それこそ今、第2号議案の話ですから、第2号議案の1ページの議案書を見ていただきたいと思います。

そしたら、この中に前文があるんですよね。前文が1条の前にありますね。その3段落目には、「こうした中で、障害者の権利に関する条約」と、これは障害者の権利に関する条

約というのが別に定義されているもので、うちでここは変えられないので、そのまましていますよ。その次の「障害者基本法」、これは法律の名前がこうなっているので、うちで変えられないということなんです。

ただ、それ以外について言えば、手話言語条例とコミュニケーション条例は今回新規の条例ですから、これはもともと「害」の字は基本平仮名で使うということなんですけど、それ以外にも町にはたくさん条例がありますね。その中には、同じような趣旨で「障害」と今まで漢字で書いていたものがあるので、それは可能な限り変えますと。変えるものが第4号議案ですと。逆に言うと、変えないものはここには載っていないものだから分かりにくいんですけど、たまたま手話言語条例の前文にはそういう例がありましたので、御紹介させていただきます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第3号

○井上敏文議長

日程第3．議案第3号 江北町情報コミュニケーション条例を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

先日の県議会の、まさしく手話通訳者が入って、新たな取組というふうなことで新聞に紹介されておりました。

うちの町も最終日に議運の中で諮りましたし、議員にも言っていますので、最終日には県議会みたいに通訳の方を入れ、言葉を画面に文章化することまでちょっと試験的にやるんですけど、佐賀県議会では相当の予算を事業費として450万円。町長がよく言われます、今後、

需要に応じてというか、そういったことが発生するようであれば、やっぱりうちの町もそういったのに取り組まないといけないかなと思うんですけど、そういったときには議会が予算計上するものなのか、執行部が予算計上するものなのか、そこら辺が分かれば町長お願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今は議会の手話通訳についてということですよ。それはちょっと、それこそ県の事例なんかも確認をさせてもらいたいと思います。

まさに令和7年度が江北町にとっては手話元年といいましょうか、情報コミュニケーション元年ということなので、多分いろいろ今から年々追ってやっていかないとけないということの中で、将来的と言うとえらく遠くのような言い方に聞こえるかもしれませんが、そういう手話通訳の設置みたいなことも考える必要があるというふうに思います。

やっぱりつくっただけじゃいけないと思います。「仏つくって魂入れず」とならないように、3号議案でいきますと、第8条のところに推進会議というものを設けて、しっかり施策の在り方とか進行管理もやるようになっているものですから、またそういう中で議論をしていただければなというふうに思っています。

以上です。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第4 議案第4号

○井上敏文議長

日程第４．議案第４号 江北町手話言語条例及び江北町情報コミュニケーション条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

質疑を求めます。８番西原議員。

○西原好文議員

１点だけちょっとお伺いします。

新旧対照表の中の13ページで、障害者賞じゅつ金のほうなんですけど、ここで障害者と、「者」という字を削ってあるんですけど、この「者」という字を削る理由というか、意味が変わってくるんじゃないかなと思うんですけど、障害というのと障害者というのとの意味が変わってくるんじゃないかなと思うので、ここら辺は説明できますか。ちょっとお尋ねします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

そもそも別表第２に表記をしていた表の中の「障害者」という文言が、実際引用している表の文言と違っていたんです。なので、今回併せて変えることにしております。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

課長が申し上げたとおりでありまして、今回、条例の改正に当たって、こうしたところについても併せて改正させたほうがいいだろうというふうに思います。

逆に言うと、障害者に等級なんてあるはずがないんですよね。人に等級はありません。ただ、障害に等級があるということですから、あり得べき姿に今回訂正をさせていただくということであります。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第5 議案第5号

○井上敏文議長

日程第5．議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第6号

○井上敏文議長

日程第6．議案第6号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

改正内容の中の、給料表改定の職務や職責をより重視したということですけど、もっと詳しくというか、今まであんまり真面目に働いていなかった職員さんが多かったのかなという意味じゃないでしょう。だから、あえてここでまた職務だとか職責をより重視したというのがちょっと分かりづらいので、そこら辺が分かればお願いいたします。参考資料の6ページの下の方、5改正内容について説明をお願いします。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回、給料表の改定については、これまでの最低賃金というか、1級から級の安いほうの金額の部分のカットして、そして、より金額を底上げして、そしてずっと職責に応じて（「底上げするために」と呼ぶ者あり）段階的に、そうですね。そのような改定が給料表で行われております。そういうことで、職務や職責を重視したということで（「より重視したと書いてある」と呼ぶ者あり）そうです。

○井上敏文議長

答弁いいですか。終わりですか。（「以上です」と呼ぶ者あり）8番西原議員。

○西原好文議員

今回の改正内容には、若年層のというようなことが書いてあったから、等級をちょっと段階的に上げるための理由として、職務や職責をより重視したというような理解でよろしいですよ。何も真面目じゃないということじゃないよね。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の再質問にお答えしたいと思います。

これまでもしっかり業務等はしていただいていると思います。職責も全うしていただいていると思いますけれども、今回、給料表については3級以上の職務について、最低号級から一定程度を削除してというようにところで改正が行われておりますので、今回はその改定となっております。若い人たちの給料表の改正については、1級、2級については、前回12月の議会の折に給与勧告のほうで改正をされているところになりますので、よろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

霞ヶ関文学じゃないですけど、なかなかこういう書き方すると、西原議員がおっしゃったような受け止めもあるかなと思いますけど、ここに書いておりますとおり、若年層の給与水

準の引上げを先にやったんですよね。そうすると、当然下が上がってくるものですから、上とのバランスをちょっと取る必要が出てくる。そういう中で、当然、今回若年層を上げたことに伴って、バランスを取るに当たって、こういう位置づけをさせてもらっているということで、特に最近、若手のところの給与の改善具合というのは、正直、大分昔に役所に入った人間からすると、ちょっとびっくりするほどの厚遇ぶりであります。

というのは、やっぱり今回一般質問でも言いましたとおり、どこでも人材確保とか獲得競争ということの中で、もちろん民間との比較で、それだけのものを準備しないとなかなか来てくれないと。今度また役所としてもそんなことになっているもんだからですね。

ただ、ここまでしても入庁後何年かですぐ辞めるというのは、お金じゃなくてですね。だから、本当は今の若い人たちの考え方と今回のこういう給与水準の引上げというのは、もしかすると必ずしもマッチしていないところもあるのかなというふうには思いますけれども、あくまでも人事委員会の勧告に沿ってやらせていただくということであります。（了解しました）と呼ぶ者あり

○井上敏文議長

6 番土渕議員。

○土渕茂勝議員

同じところですけど、参考資料の 7 ページにちょっと詳しく書いてあります。6 ページにも書いてありますけれども、配偶者の扶養手当額を今年度は 3 千円になるんですかね。そして 8 年度ゼロというふうにしていますけれども、この配偶者の分をなくす理由というのはどういう理由なんですかね。

それと、対象者が江北町でどれぐらいいるかというのはまだ分かりませんかね。分かりますか。分かったら教えてください。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

土渕議員の御質問にお答えしたいと思います。

議案の説明の折にもお話をさせていただいておりますけど、民間の職種別民間給与実態調査、この結果で、配偶者手当を支給する各事業所の割合が年々減少してきていると。それとまた、公務職員についても、配偶者に係る扶養手当を受給する公務職員が減少傾向を示して

いるということから、今回、このように配偶者手当を段階的に減らし、そして少子化に係る施策も重要ということから、子供に係る子供1人当たりの扶養手当を段階的に増やすというものであります。

すみません。人数については、今すぐはちょっと分かりませんので。（「それは後で」と呼ぶ者あり）すみません。うちの役場の職員では、手当を受給している職員というのは10名程度いるということでもあります。

以上です。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

これは国の制度なんですね。これをこのまま当てはめたということね。そういう理解でいいですか。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

今回の改定については、県の改正に準じて行うものということでございます。

以上です。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

国のほうでもいろいろ少子化対策とか、それとか女性活躍とかいう大きな流れがある中で、御存じのとおり、税金そのものも配偶者特別控除というのが段階的になくなるのかな。そしてここに書いてあるように、今度子供さんのほうにシフトするという大きな流れの中で、我々地方の公務部門も同様な考え方で措置がされるというふうに御理解いただいたらいいかなと思います。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

私はそれは間違っていると思いますので、賛成できないということを一言言っておきます。

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第7 議案第7号

○井上敏文議長

日程第7．議案第7号 江北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第8号

○井上敏文議長

日程第8．議案第8号 江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。ありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第9 議案第9号

○井上敏文議長

日程第9．議案第9号 江北町個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第10 議案第10号

○井上敏文議長

日程第10．議案第10号 江北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第11 議案第11号

○井上敏文議長

日程第11. 議案第11号 白木パノラマ孔園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。7番池田議員。

○池田和幸議員

まず、エアコンの数をちょっと何台か聞きたいと思います。

○井上敏文議長

基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

池田議員の質問にお答えします。

コテージが3か所ありますので、3か所分設置します。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

参考資料の12ページ、コテージはA、B、Cで3か所ということですよね。上に書いてあるテントサイトに町内、町外と書いてありますが、これはどういう意味か教えてください。

○井上敏文議長

基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

パノラマ孔園内にはテントサイトとコテージがあります。テントサイトは外のほうになりますので、この上の使用料は何も変わっておりません。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

分かりました。

そしたら、ついでにですけど、冷暖房の使用料は指定管理にはどういうふうに反映されるのか、お願いします。

○井上敏文議長

基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

エアコンの使用料ですけれども、これはネイブルの先行事例に伴って、指定管理会社の収入としたいと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

そしたら、今の委託者の収入という形になるんですね。分かりました。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

ちょっと年間の使用状況をお聞きしたいんですけど、コテージの町内と町外の利用者あたりが分かればお願いします。

○井上敏文議長

基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

西原議員の質問にお答えします。

これは令和5年度末までの実績ですけれども、町内が827人、町外が478人、トータルで1,305人になります。

以上でございます。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

何でこういうことを聞くかと言ったら、意外とよその方が多いというのを聞いたんですけど、コテージについては町内の方が利用者が多いということですよ。

基本、まだまだ小・中学校の運動施設あたりにも冷房が入っていない中で、こういったコテージの利用というのは休みのときとか希望者による利用なわけですよ。そういったとこ

ろに既に冷房が入るというのはいかなるものかなと思ったんですけど、町内の方が割合が多いということで、ちょっと納得じゃないですけど、よその方が多いかなと勘違いしていましたので。答弁はいいです。

○井上敏文議長

よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。ありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第11号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第12 議案第12号

○井上敏文議長

日程第12. 議案第12号 江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

これは改正の内容を書いてあるんですけど、管理栄養士養成施設、4年間ですね。これを受けたら管理栄養士の資格を取れるという意味ですかね。この理由。こういうふうに中抜きしたような感じもするんですけど、これについてちょっと説明をお願いします。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（本村健一郎）

土淵議員の御質問にお答えします。

今年3月31日までは、まず栄養士の免許を取得して、それから管理栄養士の免許を取得するというので、必ず栄養士の免許を取得する必要がありました。

しかし、栄養士法の改正によって、今年4月1日からは、この4年間の養成施設を卒業し

た場合に、栄養士の免許を取得せずに、真っすぐ管理栄養士の免許の受験資格ができるということで、真っすぐ国家試験のほうを受けることができるということで、合格すれば真っすぐ管理栄養士になれるという改正であります。

○井上敏文議長

6 番土淵議員。

○土淵茂勝議員

それは分かっておりますけれども、その理由はどういう理由だったんですかね。いや、もちろん法律が変わったからだということだと思うんですけど、内容は分かりませんか。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（本村健一郎）

再質問にお答えします。

栄養士法の改正の理由というのは、すみません。把握しておりません。申し訳ありません。

○井上敏文議長

よろしいですか。こども教育課長。

○こども教育課長（本村健一郎）

栄養士免許の手続を簡素化するために、今回、真っすぐ取られるようになったということで書いてあります。

以上です。

○井上敏文議長

6 番土淵議員。

○土淵茂勝議員

ちょっとよく分からないですけど、簡素化する理由は何ですかと聞きたいんですけど、分からなかったらいいです。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

そしたら、栄養士と管理栄養士の違いというか、管理栄養士を取れば、どういった職までされますよというようなあれが分かりますか。その説明も無理。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（本村健一郎）

西原議員の御質問にお答えします。

管理栄養士と栄養士の違いということでよろしいですかね。

栄養士は、健康な人を対象にして栄養指導、原価計算等や献立を作ることができるとなっていますが、管理栄養士は、健康な人や病気を患っている人や、高齢者で食事を取りづらくなっている人、そういった一人一人に合わせて専門的な知識と技術を持って栄養指導、栄養計算や献立の作成を行うというところが違いということになっています。

以上です。（「対象者が違う」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

西原議員。

○西原好文議員

会社の食堂は栄養士でいいらしいです。管理栄養士は、病院とかなんとかの食事を出す。そういうことよね。分かりました。了解しました。

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第12号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第13 議案第13号

○井上敏文議長

日程第13. 議案第13号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

今回、多久小城医療企業団に新たに名称変更というようなことですが、多久小城についても、うちの町からすれば三次医療圏というかな、一次、二次じゃなくて、三次医療圏に該当するんでしょうかね。そこら辺が分かればお願いいたします。医療圏が違うでしょう。

江北町は牛津川を境に医療圏が違うから県立病院なんかは行けないんですよ。救急車を呼んだりすると必ず武雄方面、向こう方面なんです。だから、私は知事さんに大分言ったんですよ。好生館ができるときに、時間的にこっちが近いから医療圏の見直しをしてくれませんか。正直言うと、重症だと嬉野医療センターに運ばれるんです。嬉野医療センターというと相当時間がかかる。好生館は半分ぐらいで着くのに、何で医療圏の違うというか、受診できないんですかと知事さんにも言ったことがあります。

ただ今回、小城多久になれば、花祭を越えた先なんですよ。波佐間の取水口のところの先のほう。ですから、多久小城地区のあれは医療圏としてどうなのかなと思ったもので、分かりますか。分からないようなら後でも。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

多久小城は佐賀と一緒に中部医療圏になります。御存じのとおり、江北町は南部医療圏ということになります。

かつて我が町でも県立病院の誘致に町を挙げて取り組んでおられた時期がありましたけれども、結局は中部の医療圏の中じゃないと駄目ということだったわけですよ。我々南部医療圏なわけですが、そういうことだったら、最初から言ってくれば、わざわざ誘致もなくてよかったわけですが、今、西原議員がおっしゃったのは、医療圏のくくりを変えたらどうかという提案をされたということだと思います。もちろん町でどうこうはできないですけど、恐らくこれからいろんな人口減少、増加とかいうことの中で、もしかするとどこかでそういう見直しをされる機会があるかもしれませんね。

ただ、これはあくまでも医療圏としてなので、その病院にかかっちゃいけないということとは別ですから、当然、好生館にかかられているところもありますし、病院はどこでもかかっていただいていいということですが、医療圏としては中部医療圏に属されるということです。

○井上敏文議長

ほかにありませんか。

（「即決」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま即決の声がありました。

質疑もないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第13号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更については原案どおり可決することに決しました。

日程第14 議案第14号

○井上敏文議長

日程第14. 議案第14号 江北町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題といたします。

質疑を求めます。7番池田議員。

○池田和幸議員

この中でちょっと私分からなかったんですけども、業務委託となると思いますけれども、予算等は全然明記していなかったもので、予算等は補正で上がっているんですけども、その辺ちょっと分からなかったもので、聞きたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

池田議員の御質問にお答えいたします。

こちらのほうに係る経費は7年度の当初予算のほうで計上をしております。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第14号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第15 議案第15号

○井上敏文議長

日程第15. 議案第15号 令和6年度江北町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

質疑を求めます。9番田中議員。

○田中宏之議員

事項別明細書の45ページ、多分これは総務委員会に付託になると思いますので、ちょっとここでお尋ねします。

放課後児童クラブ事業補助金の153万3千円の増ですね。この説明はできますかね。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（本村健一郎）

田中議員の御質問にお答えします。

放課後児童クラブ事業補助金の増額につきましては、国の補助金の単価が上がったことにより、補助金の増額分を今回補正するものです。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

国の補助金の単価が上がったため。（「はい」と呼ぶ者あり）何の単価が上がったのか。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（本村健一郎）

再質問にお答えします。

職員を基準に合った配置をしたことで、その分で補助金のほうが上乗せされたということで、基準を満たすことによって補助金の上乗せされたということで、その分が施設のほうに支払われるということですけど。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほどの答弁だと、うちが入るほうが増えたみたいな聞こえ方をされたと思いますけど、ただ、お尋ねは歳出のほうをお尋ねだったと思います。

これは、民間で今放課後児童健全育成事業をやっているひとのねさんですね。ひとのねさんが年度当初ではなく、途中で国の補助基準に該当するような事業所というか、施設になったもんですから、ひとのねさんにお出しできる補助が国から余計にもらえるようになったんですよね。だから、その分を今回増やさせていただきますということなので、歳入も併せて国からもらう分を一緒に上げさせていただいているということです。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。9番田中議員。

○田中宏之議員

同じく事項別明細書の47ページ、同じく放課後子ども教室業務委託料です。これが減額になっていますね、39万6千円。この説明をお願いします。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（本村健一郎）

田中議員の御質問にお答えします。

放課後子ども教室数は、県の補助金をそのまま委託料としてお支払いしています。

今回、県の補助金の額が確定して、当初の見込みより減ったというところで、補助金が減った分を減額補正ということで減らしております。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

そしたら、支援員の方が何人かいらっしゃいますよね。その人たちに支払う時給等もやっぱり影響してくるということになりますかね、その辺は。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

これは、先ほど御質問いただいたいわゆる放課後児童クラブと違って、江北町では子供体験教室、民謡とかスポーツもありますけどね、その委託料ということになります。

これは少し私もうかつだったなと思うのは、県から補助をもらって運営してもらっているんですけど、県が非常にこれを減らしてこられるんですよね。そうすると、せっかく子供体験教室をやっていたのに、なかなか思うような事業ができないということで、数年前だったですかね、困ったということでは言われました。それで、わざわざ県に掛け合って、あのときは増額というか、額の維持をしてもらったんですよね。だから、いや、今の話、多分こども教育課の話だと、県の補助金が減ったので、その分委託料が減っているということであれば、やっぱり県から内示というか、来た時点でももう少し県に働きかけができればよかったなというふうに思います。

本当に社会体育はもちろんですけど、子供たちがいろんな活動をやってくれるんですよね。今度また報告会がありますけど、そこはまた来年度はさらに減らないように、もっと言うなら、やっぱり増やしていただくようにしっかり働きかけをしていきたいと思っています。

違えば教育委員会のほうが答弁してもらいたいと思います。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

了解です。私も支援員とか言いましたけど、この放課後児童クラブとちょっと間違えていました。

今、町長おっしゃいましたように、体験教室のほうですね。先生たちは無料で子供たちに教えていただいていますので、ぜひ減らないようにやっぱり努力をしてください。了解です。

○井上敏文議長

ほかに。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

田中議員の御質問で御意見をいただきまして、本当に放課後子ども教室ということで、3月8日、今週の土曜日にも発表会があります。私も出席をしますけれども、町長が答弁されたように、減額があったときには、会長さんとかと一緒に県の要請にも出向いておりますので、本当に申し訳ございませんが、そういういろんな形で子供たちの確保しようというような、活動確保というふうに宣言しながら、ちょっとそういう配慮が不十分だなというふうに思っておりますので、改めてまた気を引き締めて頑張りたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

ほかに。7番池田議員。

○池田和幸議員

事項別明細書の41ページですかね。18の負担金補助及び交付金の中の病児保育事業補助金です。減の450万6千円。これは当初予算がそのまま減額になっている理由をお願いします。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（本村健一郎）

池田議員の御質問にお答えします。

こちらの経緯については、永林寺保育園で当初病児保育を計画してあったんですけれども、看護師が確保できなくて、結果、事業ができなかったということで、全額減額ということになっています。

以上です。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

分かりました。

そしたら、ちょっと関連ですけど、病児保育と病後児保育は違いますよね。ネットで見たら違うと書いてあったんですけど、そしたら、小児科さんがされているのは病児保育ですか、

病後児保育ですか。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（本村健一郎）

再質問にお答えします。

小児科さんがされているのは病児保育事業です。

以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

では、当初予算を全て減額するということは、この小児科さんの分は病児保育の当初予算に入っていないわけですかね。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（本村健一郎）

再質問にお答えします。

小児科さんの病児保育事業については費目が違って、子育て支援費のほうで計上をしています。

以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

当初予算の中の自分が見ているのは、民生費の保育園費で見えていますけど、これじゃないということですかね。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（本村健一郎）

再質問にお答えします。

保育園費ではなくて、目 5 の子育て支援費のほうに入っております。

以上です。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

古賀小児科で実施していただいている病児病後児保育事業は、江北町単独でやっているのではなくて、近隣の市町も一緒に古賀小児科さんをお願いをしているということで費目が違っているんじゃないかなと思います。

それと、先ほど池田議員言われたように、病児と病後児は違うんですけど、古賀小児科は病児も病後児もされているんじゃないかなと思うんですけど、よかったら、そこをちょっと教育委員会は確認して答弁してもらったほうがいいと思いますけど。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（本村健一郎）

病児保育事業については、病児と病後児を含むということで両方見られるということになっています。

以上です。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

今、当初予算を見たら、そうですね、病児保育事業委託料で予算が計上されているということで、分かりました。了解です。

○井上敏文議長

ほかに。9番田中議員。

○田中宏之議員

これも総務のほうに委託になると思いますので、質問させていただきます。

事項別明細書の21ページです。21ページの高齢者運転免許証自主返納支援報償金ですね。これは私質問しましたが、69万2千円減額ですね。これは6千円のタクシー券の分ですかね。と言え、ちょっと100人分ぐらいになるですよ、これは69万円と言ったらね。

タクシーの券は、返納された方は皆さんが要望されますか。されない人もいますかね。何

でこれだけ、それだけ返納者が少なかったのかな。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

対象となる方には年度当初にタクシーチケットのほうを6千円分送付するわけですが、実際、それをタクシーに乗車されて使われた方が、そのチケットをタクシーにお渡しされて、それをタクシー事業者が持ってこられて、支出をしている分が実績が少なかったということなんですよ。（「やっても使っていないようですね」と呼ぶ者あり）そうです。大体3割ぐらいしか使われていないということでございます。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。1番酒井議員。

○酒井明子議員

先ほどの質問の続きなんですけれども、タクシーのことですが、今回、今年度申請をされて受け取られた方たちが、何%本当に使われたのかを教えてください。

○井上敏文議長

1番酒井議員の質問に対し答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

酒井議員の御質問にお答えしたいと思います。

高齢者運転免許証自主返納支援補助金の分で、タクシーチケットの年度当初の配布人数が146人の方に合計1,752枚ということでお渡しをしております。このうち、実際、タクシーに乗車されてチケットを使われた方の分がタクシー事業者のほうから請求があっているということで、御利用になった枚数が595枚ということで、大体全体の34%ぐらいが使われているというような感じになっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

よろしいでしょうか。

ほかに。8番西原議員。

○西原好文議員

事項別明細書で65ページの一番上、道路改良事業費の工事請負費で834万4千円上がっております。事業説明の中で、割合を国が398万2千円、町債が350万円と一般財源まで86万2千円となっております。この財源の内訳を教えてくださいたいと思います。その内容とか、国土強靱化の補正予算の配分があったため、令和7年度分を前倒しというようなことですが、国との配分が分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

西原議員の質問にお答えします。

今回、道路改良事業の補正の分ですけれども、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金ですけれども、これにつきましては、国費で52.5%。（「その後の分は町がね」と呼ぶ者あり）そうですね、町債を100%充当ということでございます。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

そしたら、町債が100%で、この一般財源まで出さないといけなかった理由というのはどういふことですかね。

○井上敏文議長

基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

一般財源の86万2千円分については単独分を計上しております。

○井上敏文議長

ほかに。9番田中議員。

○田中宏之議員

これも総務に付託になると思いますので、ここでちょっと聞いておきます。

71ページをお願いします。

災害対策事業、安全安心のほうですね。熱中症避難所開設事業費負担金の80万2千円の減額ですね。これは涼み処のことですよ——の予算ですよ。

昨日も一般質問でありましたが、これは80万2千円減額ということは、当初予定したより少なかったということですよね、開設がね。大体これは冷房の補助費の分ですかね。それとも、あと何か要望で水とかなんとか、そういうのも入っているわけ。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

熱中症避難所開設事業費負担金ということで、こちらは一般質問でも答弁をいたしたところですけど、気候変動適応法に基づく協定を結んだ地区、暑熱避難施設ということで、熱中症避難所を開設していただいた15地区のほうに、1時間当たり200円の空調代を負担金としてお支払いしている分になります。年度当初予定をしていたのが32地区ということで組んでおりましたけれども、開設をいただいたのが16地区15か所ということで今回減額をしております。（「電気代だけですか」と呼ぶ者あり）すみません。冷房代だけです。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

よろしいですか。

先ほどの西原議員の質問の中で、基盤整備課長のほうから再度答弁があります。基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

先ほど西原議員の質問の中で、充当率の質問でございました。町債を95%充当しております。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

ちょっともう一点いいですか。

同じく65ページの一番下のほうに駅自由通路改修事業で△の657万6千円上がっております。これはJRへの負担金となっておりますけど、これで最後の精算になるかなと思うんですけど、駅自由通路については総額幾らぐらいになったんでしょうか。よろしくをお願いします。

○井上敏文議長

ただいまの西原議員の質問に対し答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

西原議員の質問にお答えします。

駅自由通路改修工事の最終変更契約ですけれども、2億4,284万3,470円となっております。

○井上敏文議長

ほかにありませんか。7番池田議員。

○池田和幸議員

事項別明細書の67ページ、空き家等の適正管理事業の中で減の300万円ということであり
ます。当初予算からすると4分の1、100万円しか減っていないんですけれども、理由をお願い
します。

○井上敏文議長

基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

池田議員の質問にお答えします。

当初8件の解体を見込んでおりましたけれども、最終的には実績で2件解体しております
ので、6件を減額しております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

6件というのは何か特別な理由があるんですかね。せっかく予算を組んでいて、多分希望
があったから予算を組まれたんじゃないかなと思うんですけど、その辺の何かいきさつは分
かりますか。

○井上敏文議長

ただいまの池田議員の質問に対し答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

池田議員の質問にお答えします。

上小田地区の炭鉱住宅の長屋住宅ですけれども、そこでどうしても条件が整わなくて、合

意が得られなかったということで、今回減額しております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

最初の予算を立てるときからは変わっていないんですね。できなかったところの分の予算を一応は聞いて立ててあるんじゃないんですかね。適当に予算を立てることはないと思いますから、その辺は、炭住地区はやはり所有者から地権者からいろいろ違うところが多いので、なかなか難しいところがあるんですけど、理由はともかく、やっぱり当初予算にかけるときの段階がどういうふうだったのかがどうしても決算では出てくると思うので、その辺はやっぱり把握できなかったわけですかね。

○井上敏文議長

基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

当初予算の段階では本人さんと同意はされていたんですけども、事業が進むにつれて、なかなか隣との条件とかがありまして、ちょっと同意が得られなかったということでございます。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、一般質問では特に空き家対策については御質問いただきませんでしたけれども、例年1年間の中では何度となく空き家対策については、大変住民の皆さんも御心配をされておりますし、議員の皆さん方も大変関心の高い取組の一つだというふうに認識をしております。

御存じのとおり、条例を改正したり、また法律も改正されたりしまして、町としてできるちょっと武器という言い方はよくないかもしれませんが、手を替え品を替えというか、やれるような環境にやっとなったんです。江北町でも空き家対策協議会というものを設置して、今は専門家の方も入って、ここをエンジンとして江北町の空き家対策を進めていこうということにしておりますが、本当に申し訳ないんですけども、今年度はまだ対策協議会そのものが開けていないんですね。

本来なら、やっぱりこの中で、今年はこことこことここをやっつけたいと思いますという
ようなことも承認をいただいて、そしてやはりそこを基盤にして多分進めていくということ
になるんですけど、例えば、どこがどんなことでこれができなかったかというのを、本当に
恥ずかしながら私自身が説明できないんです。

だから、何というのかな、喉元通ればじゃないですけど、やっぱり空き家対策をしっかり
やっていかないといけないのに、御指摘のとおりです。もともとある程度事業を見込んで予
算を立てておったのに、簡単に300万円とか減額するというのは、やっぱりそれなりの理由
があるはずだし、それ自体を共有しないとけないんですけど、じゃ、これで駄目だったら、
こういうやり方でちょっとここをやっつけてみようかみたいなことは本当に今回やられてい
ないんです。

だから、もちろん来年度の当初予算にも上がっていますけれども、何というのかな、早め
にそういうことを整理してやらないと、毎年こういうことが続いていくという、私自身も危
機感を持っているものですから、ぜひ新年度はしっかりやらせてもらいたいと思います。申
し訳ないです。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

今まで各区長さんにしっかり丁寧に説明されて、かなりのデータも取られていたんですけ
れども、こういうことがあったということは、また引き続き、町長が言われたとおりよろし
くお願いしたいと思います。

以上です。いいです。

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第
36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第15号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第16 議案第16号

○井上敏文議長

日程第16. 議案第16号 令和6年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を求めます。ありませんか。8番西原議員。

○西原好文議員

1点だけちょっとお伺いいたします。

事項別明細書の4ページ、5ページで、鉱害復旧施設維持管理基金からの繰入れが1,600万円ほど減額になっております。基金の繰入れですから、思ったより基金の運用益がつかなかったという理由なのか、そこら辺が分かれば。各排水ごとに割り振りをされているのは、その排水機場ごとの割合で△がついているんですけど、全体的に1,600万円ほど減額になった理由が分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

これは事業の実績に伴いまして、令和5年度からの繰越しに伴う減額でございます。

以上でございます。（「管理基金の繰入れ、事業実績とかなんとかじゃなく」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

先ほど申しました令和5年度からの繰越金に伴う減額と、あと事業の実績に伴う減額でございます。合わせて1,600万円。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第

36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第17 議案第17号

○井上敏文議長

日程第17. 議案第17号 令和6年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第17号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第18 議案第18号

○井上敏文議長

日程第18. 議案第18号 令和6年度江北町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を求めます。ありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第18号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第19～第23 議案第19号～議案第23号

○井上敏文議長

日程第19. 議案第19号 令和7年度一般会計予算から日程第23. 議案第23号 令和7年度江北町下水道事業会計予算までは、既に予算特別委員会に付託し、審議することと決しておりますので、ここでの審議を省略したいと思います。

しばらく休憩いたします。再開15時20分。

午後3時16分 休憩

午後3時20分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

休憩中に各常任委員会及び予算特別委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。大島局長。

○議会事務局長（大島浩二）

それでは、今期定例会において、各委員会に付託されました議件案について報告いたします。

令和7年3月議会定例会委員会付託議件（案）

○総務常任委員会付託分

議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号 議案第12号 議案第14号

議案第15号 歳入全部 歳出のうち 款1 議会費、款2 総務費のうち議会事務局、総務政策課 町民生活課所管 款3 民生費のうち町民生活課及びこども教育課所管 款4 衛生費のうち町民生活課所管 款9 消防費 款10 教育費 款12 公債費

○産業厚生常任委員会付託分

議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第11号

議案第15号 歳出のうち 款2 総務費のうち地域振興課所管 款3 民生費のうち健康福祉課所管 款4 衛生費のうち健康福祉課及び基盤整備課所管 款6 農林水産業費 款7 商工費 款8 土木費

議案第16号 議案第17号 議案第18号

○予算特別委員会付託分

議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第23号

以上になります。

○井上敏文議長

以上のとおり各常任委員会及び予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日の予算特別委員会は13時30分開会ですので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時23分 散会